

由布市告示第14号

平成20年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成20年2月19日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成20年2月26日
- 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂

開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
西郡 均君	淵野けさ子君
太田 正美君	二宮 英俊君
藤柴 厚才君	佐藤 正君
江藤 明彦君	佐藤 人巳君
田中真理子君	利光 直人君
久保 博義君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
生野 征平君	山村 博司君
後藤 憲次君	丹生 文雄君
三重野精二君	

応招しなかった議員

なし

平成20年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成20年2月26日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成20年2月26日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 由布高等学校存続議会对策委員会の設置についての報告
- 日程第7 発議第1号 大分県立由布高等学校の存続を求める決議
- 日程第8 発議第2号 道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書
- 日程第9 報告第1号 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第1号 由布市住民自治基本条例の制定について
- 日程第12 議案第2号 由布市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第3号 由布市ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について
- 日程第14 議案第4号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第15 議案第5号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第6号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第17 議案第7号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第8号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第9号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第10号 由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第11号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第12号 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第13号 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第14号 由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第15号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について

- 日程第26 議案第16号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第27 議案第17号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第28 議案第18号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について
- 日程第29 議案第19号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第30 議案第20号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第31 議案第21号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第32 議案第22号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第33 議案第23号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第34 議案第24号 平成19年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第35 議案第25号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第36 議案第26号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第37 議案第27号 平成20年度由布市一般会計予算について
- 日程第38 議案第28号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第39 議案第29号 平成20年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第40 議案第30号 平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第41 議案第31号 平成20年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第42 議案第32号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第43 議案第33号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第44 議案第34号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第35号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第46 議案第36号 平成20年度由布市水道事業会計予算について
- 日程第47 議案第37号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について

- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 由布高等学校存続議会对策委員会の設置についての報告
- 日程第7 発議第1号 大分県立由布高等学校の存続を求める決議
- 日程第8 発議第2号 道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書
- 日程第9 報告第1号 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第1号 由布市住民自治基本条例の制定について
- 日程第12 議案第2号 由布市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第3号 由布市ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について
- 日程第14 議案第4号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第15 議案第5号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第6号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第17 議案第7号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第8号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第9号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第10号 由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第11号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第12号 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第13号 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第14号 由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第15号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第16号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第27 議案第17号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第28 議案第18号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について
- 日程第29 議案第19号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第30 議案第20号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第31 議案第21号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

- 日程第32 議案第22号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第33 議案第23号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第34 議案第24号 平成19年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第35 議案第25号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第36 議案第26号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第37 議案第27号 平成20年度由布市一般会計予算について
- 日程第38 議案第28号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第39 議案第29号 平成20年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第40 議案第30号 平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第41 議案第31号 平成20年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第42 議案第32号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第43 議案第33号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第44 議案第34号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第35号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第46 議案第36号 平成20年度由布市水道事業会計予算について
- 日程第47 議案第37号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について

出席議員(24名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 4番 新井 一徳君 | 5番 佐藤 郁夫君 |
| 6番 佐藤 友信君 | 7番 溝口 泰章君 |
| 8番 西郡 均君 | 9番 淵野けさ子君 |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 13番 佐藤 正君 |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 久保 博義君 | 19番 小野二三人君 |
| 20番 吉村 幸治君 | 21番 工藤 安雄君 |

22番 生野 征平君

23番 山村 博司君

25番 丹生 文雄君

26番 三重野精二君

欠席議員（１名）

24番 後藤 憲次君

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君

書記 衛藤 哲雄君

書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	小野 明生君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	二宮 正男君
財政課長	米野 啓治君	税務課長	野中 正則君
会計管理者	大久保富隆君	産業建設部長	篠田 安則君
建設課長	荻 孝良君	水道課長	目野 直文君
健康福祉事務所長	今井 干城君	保険課長	飯倉 敏雄君
健康温泉館長	佐藤 和利君	環境商工観光部長	佐藤 純史君
環境課長	平野 直人君	挟間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	大久保眞一君	湯布院振興局長	佐藤 純一君
教育次長	後藤 哲三君	消防長	二宮 幸人君
代表監査委員	宮崎 亮一君		

午前10時00分開会

議長（三重野精二君） おはようございます。本日ここに、平成20年第1回由布市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には公私共に何かと御多忙な中、また、寒さ厳しき中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず冒頭に、私たちの同僚である立川剛志君が、御家族の厚い介護のかいもなく、2月16日にお亡くなりになりました。皆さんとともに御冥福をお祈りし、黙とうを捧げたいと思います。

皆さん、御起立をお願いいたします。黙とう。

黙とうを終わります。

御着席願います。

さて、先ほどの追悼式で申し上げましたが、志半ばで倒れた立川剛志君がいつも厚い心で語っていた議会改革や由布市のまちづくりについて、この遺志を大切にしながら、議会一丸となって取り組んでまいり覚悟でございます。市長初め、執行部の皆さんにも、このことを心に銘記していただき、車の両輪のごとく力を結集して、進んでいくようお願い申し上げます。

さて、今議会には、20年度当初予算を初め、多くの重要な議案が提案されています。執行部の皆さんには真摯で親切丁寧な答弁を、そして、議員各位におかれましては、綿密周到な御審議により、適切な結論に到達いたしますよう切望する次第であります。

また、市長を初め、執行部の皆さんには、各常任委員会等における審議や現地調査に対し、格段の御配慮と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

それでは、本定例会の開会にあたり、招集者であります市長よりあいさつをお受けいたします。市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成20年第1回定例会の開会にあたり、一言御あいさつを申し上げます。

まず初めに、先ほど全員協議会でも追悼の言葉を述べさせていただきましたが、改めまして、若手議員として元気に活躍をされておられました立川議員の突然の御逝去に対しまして、これまでの由布市発展のために御活躍いただいたことに対して、深甚の感謝を申し上げますとともに心から御冥福をお祈り申し上げます。

さて、暦の上では立春、雨水は過ぎましたが、依然として厳しい寒さが続いております。議員の皆様には、12月定例会終了後、お元気で議員活動に精励されておられますことに敬意を表するものでございます。

由布市も合併して2年4カ月が過ぎました。後ほど、平成20年度の施政方針を述べさせていただきますが、私も心新たに由布市発展を目指して、しっかりとした行政運営を行っていく決意でございます。本年も、議員皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

さて、本日、平成20年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私共に大変お忙しい中、議員全員の御出席をいただきまして、心から厚くお礼申し上げます。

本議会では、平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出についての報告1件、それから、人権擁護委員の推薦につき意見を求める諮問1件と、由布市住民自治基本条例の制定についてなど議案37件を上程しております。いずれも重要な案件でございます。

慎重なる御審議をお願い申し上げ、また、御協賛いただきますようお願い申し上げまして、開会にあたりましての御あいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議長（三重野精二君） ただいまの出席議員数は24人です。

後藤議員から欠席届が出ております。

定足数に達していますので、ただいまから、平成20年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。これから本日の会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名について

議長（三重野精二君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番、佐藤友信君、7番、溝口泰章君の2名を指名します。

日程第2．会期の決定について

議長（三重野精二君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの21日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの21日間と決定いたしました。

日程第3．諸報告

議長（三重野精二君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長より報告いたします。

12月25日、由布高等学校の存続を求める要望書を提出するため、市長とともに大分県庁を訪問いたしました。

1月4日、はさま未来館にて由布市新年互礼会が開催され、議員各位とともに出席をいたしました。

1月9日、湯布院町総合グラウンドにて消防特別点検が行われ、出席をいたしました。

1月16日、挾間町にてゆふ有機農業研究会新年互礼会が開催され、出席をいたしました。

同日、佐賀県伊万里市議会の正・副議長、各常任委員長が議会運営についての研修のため挾間

庁舎へ来庁され、副議長、議会運営委員長とともに対応をいたしました。

1月17日、挟間庁舎にて議会運営委員会が開催され、同席をしました。

1月18日、挟間庁舎にて行財政改革特別委員会が開催され、同席しました。引き続き、全員協議会を開催しました。

1月19日、はさま未来館にてはさま未来クラブ主催の由布市協働のまちづくりグループ交流会が開催され、出席をしました。

1月20日、庄内町にて佐藤勝美氏瑞宝単光章受賞祝賀会が開催され、出席をしました。

1月21日、庄内庁舎にて平成19年度第2回由布高等学校振興協議会が開催され、出席をいたしました。

1月23日、国道210号改修促進協議会の活動として、大分市長、建設水道常任委員長とともに国土交通省九州地方整備局を訪問し、一刻も早い国道210号の改修を要望してまいりました。

1月24日、熊本県熊本市にて九州市議会議長会第4回理事会が開催され、局長とともに出席をいたしました。

25日に帰庁後、大分市にて平成19年度大分県市議会議長会臨時理事会が開催され、副議長、局長とともに出席をいたしました。

引き続き、同会場にて平成19年度知事を囲む自治運営懇話会が開催され、副議長、局長とともに出席をしました。

2月1日、挟間庁舎にて議会運営委員会が開催され、同席をしました。

2月5日、はさま未来館にて由布高等学校存続市民総決起集会が開催され、出席をしました。

2月7日、湯布院町にて湯布院駐屯地小林司令歓迎会が開催され、出席をしました。

2月9日、はさま未来館にてならねっ子祭りが開催され、出席をしました。

同日、湯布院コミュニティセンターにて春季県体・第50回県内一周大分合同駅伝競走大会開催に伴う由布市選手団の結団式が挙行され、出席をしました。

2月10日、庄内町にて道路特定財源確保にかかわる県民への緊急アピール活動に参加しました。

2月12日、挟間庁舎にて行財政改革特別委員会が開催され、同席をしました。

2月15日、挟間庁舎にて全員協議会を開催しました。

同日、津久見市民会館にて第80回大分県市議会議長会理事会が開催され、後藤議員、局長とともに出席をしました。

2月19日、挟間庁舎にて議会運営委員会が開催され、同席をしました。

2月20日、18日より開催されました春季県体・第50回県内一周大分合同駅伝競走大会に

において、選手が由布市を通過する日でありましたので、監督車に乗車し、由布市選手の応援をしてまいりました。

2月22日、湯布院町にて春季県体・第50回県内一周大分合同駅伝競走大会開催に伴う由布市選手団の反省会が開催され、出席をいたしました。

2月24日、はさま未来館にて挟間ライオンズクラブ15周年記念式典が挙行され、出席をいたしました。

以上であります。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、平成19年第4回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず、12月25日、由布高校存続に係る件について、県教育長に存続のお願いに行きました。

12月28日、大分県知事に激甚災害指定のお礼に参りました。

1月4日、はさま未来館で新年互礼会を開催し、各界の代表者など約200名が出席され、新年の抱負などを語り合いました。

1月9日、由布市消防団の特別点検が湯布院総合運動場で開催されました。当日は大変霧の深い朝でございましたが、約460人の団員が参加し、日ごろの訓練を見事に披露をいたしました。

次に、1月11日、由布市住民自治基本条例制定委員会へ諮問しておりました住民自治基本条例案の答申を佐藤会長からいただきました。約1年半にわたる御審議に心からお礼を申し上げたいと思います。

1月13日、由布市成人式をはさま未来館で開催をいたしました。今年、市内では408人が成人を迎え、式には264人が出席をいたしました。今後、成人者の多くは由布市に在住され、由布市発展の担い手として活躍してくれることを心から願うものでございます。

1月15日、住民負担の公平性や納税秩序を維持するために市税等収納対策会議を立ち上げました。第2回の会合では、各課の収納率向上対策や平成20年度の目標収納率などを提案し合い、論議を重ねたところでございます。今後も定期的に会を開催し、収納率の向上を図ってまいりたいと思います。

1月22日、県知事と市町村長との懇談会に出席いたしました。

1月23日、第4回B&G全国市長会会議が日本財団ビルで開催され、出席いたしました。

また、翌日は、全国市長会社会文教委員会、全国市長会理事・評議員合同会議に出席をいたしまして、午後からは道路整備促進期成同盟会全国協議会で、県選出の国会議員に要望活動を行ってまいりました。

1月28日、人権啓発運動の一環として取り組んでまいりました川西小学校の人権の花運動の終了式が開催されました。花を大切に育てることにより、命の大切さ、人を思いやる気持ちが兒

童たちにはぐくまれたものと喜んでおります。

2月1日、九州国土交通省を訪れ、210号線の整備方についてお願いをいたしました。また、その足で九州防衛局を訪れ、防衛交付金の全額交付について要望をいたしました。

2月5日、由布高校存続に係る総決起集会がはさま未来館で開催され、約800人の市民の方々が参加をしていただきました。当日、会場で御あいさつ申し上げましたように、私は由布市の将来を担う子供たちの成長と絆づくりの場として、断じて由布高校を廃校にしてはならないとの信念を抱いております。1市1校を合言葉に、議員皆様、自治委員さん方、また、多くの皆さんの協力をいただきながら、市民挙げて、存続運動を展開してまいりたいと考えております。

2月9日、第50回県内一周駅伝の由布市選手団の結団式が湯布院のコミュニティセンターで行われました。由布市の最終成績は5位と昨年より順位を1つ下げましたが、現有勢力で全力で頑張りました選手を初め、関係者の健闘に心から敬意を表すものでございます。

2月10日、道路特定財源堅持の緊急アピール活動を庄内庁舎前で行いました。数多くの議員さん方の御協力をいただきました。まことにありがとうございました。

2月12日、由布高校存続に係る由布市自治委員会の決議文を、自治委員会役員さんとともに携え、大分県知事、大分県議会議長、教育長に提出、要望をしてまいりました。

2月17日、フォーラムYUFUをはさま未来館で開催をいたしました。当日は、赤野地区、時松地区、龍原地区から由布コミュニティ再生事業の事例発表がございました。みずからの地域再生はみずから考えて行動する、その精神を構築するために、今後も引き続いて事業を行ってまいりますので、議員皆様の応援をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、職員人事に関する件でございますが、平成20年3月31日付で退職する一般行政職員は、定年退職者16名、早期退職者が6名の合計22名となっております。

一方、新採用者は、保健師1名、一般行政職9名、合計10名で、差し引き12名が減員となり、総員では350名となります。また、消防署職員は、定年退職者が3名で、新採用は4名となっております。総員60名になります。

次に、さきの全員協議会で御説明申し上げました、平成20年度の組織再編でございますが、再編は行政組織のスリム化や管理職数の減員を主眼に見直しを行ってまいりました。

例として、各公民館や健康温泉館については課長補佐対応にすることや、課と室の違いを明確化するために管理職対応の職場は課に名称変更することにいたしました。

また、社会情勢の変化や効率的に事務を進めるために子育て支援課と教育総務課を新たに設置することにいたしました。

次に、窓口閉庁時間の延長について報告させていただきます。

この閉庁時間延長につきましては、既に、大分市や中津市などで取り組みが開始されていると

ころでございますが、由布市におきましても、平成20年4月1日より1年間試行的に3庁舎の窓口業務を午後6時まで延長することにいたしました。当分の間、住民票関係、税務関係に限定した証明の発行を計画しております。詳細につきましては、市報3月号で掲載する一方で、自治区の班回覧により市民周知をする計画でございます。

以上で、諸般の報告並びに行政報告を終わらせていただきます。

議長（三重野精二君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成19年第4回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

副市長（森光 秀行君） おはようございます。

平成19年第4回定例会において採択されました、請願及び陳情について、その後の処理経過及び処理結果をお手元に配付させていただいております資料に沿って、御報告をいたします。

請願、受理番号18、件名、由布川小学校西側地域周辺整備について請願。

この件につきましては、由布川幼稚園の改築とあわせて事業を実施する計画でありまして、平成20年度の当初予算において予算計上をいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、受理番号19、件名、由布市立湯平小学校教員加配の請願について。

この件につきましては、大分県教育委員会の学級編成基準により、平成20年度においては、市内の小学校16校のうち、湯平小学校を含む8校が複式学級を有する学校となりますため、これを解消すべく、当初予算において市費による加配教諭8名分を予算計上をいたしております。

次に、受理番号20、件名、川西小学校の複式学級解消のための市職教諭の配置について。

これも同様に、川西小学校につきましても、複式学級を解消すべく、当初予算において予算計上を、市費による加配教諭を予算計上をいたしております。

次に、受理番号21、件名、市道瓜生田上々淵線の道路改良による危険交差点解消に関する請願について。

この件につきましては、危険解消の観点から早期の事業実施を行うため、平成20年度当初予算において予算計上をいたしているところでございます。

次に、陳情受理番号2、件名、通学路の歩道橋設置について。

この件は、由布院小学校のすぐ近くの三差路における歩道橋の設置要望でございます。昨年の12月に児童の交通事故が発生した直後、現場が県道でありますため、大分土木事務所に対して安全対策を口頭で要請したところでございますけれども、歩道橋設置スペースの問題があること、あるいは、歩道橋をつくれれば、横断歩道は撤去をされるために、お年寄り等の横断が困るとの話がございます。こういうこともございますので、歩道橋設置を含め、安全対策について検討するよう大分土木事務所に要望してまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

議長（三重野精二君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告を受けます。由布大分環境衛生組合議会議員江藤明彦君。

由布大分環境衛生組合議会議員（江藤 明彦君） おはようございます。

環境衛生組合議長が都合により出席できませんので、かわりまして、私が、平成20年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会の報告をさせていただきます。

平成20年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会を、由布大分環境衛生組合会議室において、平成20年2月19日午前10時から開催いたしましたので、その結果について御報告をいたします。

会期は当日1日限りとして、報告1件、議案3件が上程をされました。

報告第1号につきましては、平成19年度定例監査報告であります。永松良雄監査委員より、平成20年1月31日に、由布大分環境衛生組合において定例監査を実施したとの結果報告があり、予算執行状況、関係諸帳簿などを適正、的確に処理され、正確に執行されている、との報告がありました。

議事に入りまして、3議案が上程されました。

第1号議案ですが、大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更についての件であります。

この案件につきましては、同組合から竹田市が平成20年3月31日付をもって脱退することにより、同組合の規約の改正を行うものであります。

続いて、議案第2号であります。由布大分環境衛生組合補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,442,000円を減額し、歳入歳出予算額を歳入歳出それぞれ7億1,690万2,000円とするものであります。

歳入では、清掃費負担金の確定による7,842,000円の減額、諸収入の古紙買取料200万円の増額の予算であります。

歳出では、一般管理費の70万円の減額、ごみ処理費の負担金4,079,000円の減額、し尿処理費の1,063,000円の減額をいたしております。

また、古紙業務委託の債務負担行為の減額補正を行い、債務負担行為額2,835万円となっております。補正予算の報告は、以上であります。

続きまして、第3号議案平成20年度由布大分環境衛生組合予算であります。

平成20年度歳入歳出予算額の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,986万6,000円と定めるもので、前年対比0.4%の減額予算となっております。

主な歳入は、由布市・大分市の負担金 6 億 5,246 万 8,000 円、使用料及び手数料 1,730 万 1,000 円、繰越金見込み額 2,000 万円、諸収入 9 万 7,000 円の予算額となっております。

また、歳出では、議会費 1 億 9 万 5,000 円、総務管理費 5,343 万 5,000 円、衛生費のごみ処理費 3 億 1,236 万 2,000 円、し尿処理費 1 億 8,938 万 1,000 円、公債費 1 億 3,059 万 3,000 円となっております。新規事業としまして、古紙収集業務委託が予算計上をされております。

各議案とも慎重審議の結果、原案のとおり可決をされました。

以上、平成 20 年度由布大分環境衛生組合議会定例会の報告を終わります。

議長（三重野精二君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、医療広域連合議会の報告を受けます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員太田正美君。

大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（太田 正美君） こんにちは。

平成 20 年の大分県後期高齢者連合議会の第 1 回定例会が、去る 2 月 22 日、開会されました。その審議結果を報告いたします。

今回上程されました議案は、予算関係が 3 件、条例制定が 1 件、条例改正が 6 件の、合計 10 件の議案と議員提出議案が 1 件、それと、継続審議に係る議案が 1 件ございました。

議決結果の詳細については、1 号議案から 10 号議案に関しましては賛成多数で可決されております。

なお、議員提出議案につきましては、大分県後期高齢者広域連合の医療に関する条例の一部改正については継続審議でありましたが、賛成少数において否決されております。

なお、請願、陳情の件ですが、後期高齢者制度の見直しを求める請願につきましては、議会運営委員会で審議された結果、委員長報告において不採択となっております。採決の結果、賛成少数で不採択となっております。

なお、一般会計の補正予算につきましては、補正後の予算が 12 億 9,897 万円となっております。

なお、20 年度の一般会計総額は 7 億 3,386 万 5,000 円となっております。

詳しいことにつきましては、資料がございますのでお聞きください。

以上で終わります。

議長（三重野精二君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査及び同法第 199 条の規定による定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。宮崎代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、例月出納検査と監査結果の報告について御報告申し上げます。

まず、例月出納検査の結果についてでございますが、検査は、平成19年の12月から20年1月までの間に、今回は3回にわたり行いました。

検査の対象は、会計管理者及び企業管理者の保管する平成19年11月から20年1月までの各月末の現金の在高及び出納状況となっております。

検査の内容は、この間の各月末の現金、現金の詳細は報告書に書いてありますので、省略いたします。

現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性の検証並びに現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査いたしました。

検査の結果、検査資料の計数は、各月とも諸帳票の計数と一致しておりまして、適正に処理されていると認められました。

しかし、補足事項といたしまして、12月25日に行いました11月末の検査では、次の2点について改善を求めました。

1点目としては、歳入の使用料及び手数料において、調定簿を作成していない課がありまして、調定額と収入済み額に大きな差異が見られました。担当課において、適正な歳入の管理をしよう求めました。

2点目といたしまして、合併後、備品台帳が整備されていない状況でありますので、早急に整備するように求めました。

次に、1月25日に行いました12月末の検査においては、3カ所で現金実査を行い、いずれも適正に管理されていることを確認いたしました。実査箇所は、湯布院振興局地域振興課の出納係と水道係と、それから、挾間振興局の地域振興課の出納係でございます。

1月21日に行った1月末の検査では、特に補足事項はありません。

これで例月出納検査を終わりますが、次に、定期監査の結果について御報告申し上げます。

監査の対象は、市の財務に関する事務の執行状況、監査は、平成20年の1月24日から24日、25日、28日の3日間で8カ所実施いたしました。

なお、報告は、報告書ごとにさせていただきます。

それで、監査の結果について申し上げますと、監査の要領等は、市の財務に関する事務の執行状況について、各課より聴取いたしました。

監査の内容と結果について申し上げますと、その8カ所のうちの1点目として、契約管理課でございます。前回の指摘事項であった保険加入施設の一覧及び駐車場の使用状況の明細につきましては、整理されておりました。2番目に、職員の駐車場の料金の収入について、所管課の検討

を求めております。3番目に、市有林の管理について検討を求めております。

それから、2点目は農業委員会でございますが、事務の執行状況について事情を聴取いたしました。

3番目に建設課でございますが、公共下水道事業については、稼動経費や使用料及び将来の財政状況並びに補助金等の説明を受けました。その結果、総合的に検討した上で結論を出す時期に来ているのではないかと考えております。2点目に、向原別府線の進捗状況について説明を受けました。

4番目に農政課でございますが、1点目に補助事業の進捗事業について説明を受けました。2点目に、歳入における過年度分償還金の収入について予算科目の検討を求めました。

5番目に総務課でございますが、事務の実施状況並びに職員の諸手当の状況について聴取いたしました。2点目に法規集の配置についての検討をお願いしております。

6番目に市民課でございますが、事務の実施要綱について聴取いたしました。

7番目に総合政策課でございますが、総合計画の実施計画の進捗状況並びに事務の実施状況について聴取いたしました。

8番目に収納課でございますが、差し押さえの状況及び今後の取り組みについて説明を受けました。2点目に、歳入予算について予算額と収入額に大幅な差異が見られる科目がありますので、予算の補正を適宜行うように求めました。

以上、8カ所につきまして、共通事項といたしまして、支出負担行為に一部不備な点が見られました。それから、物品等の入札参加資格や指名の方法等に一部不備な点が見られたので、検討を求めております。

次に、平成20年2月21日に行いました定期監査について報告いたします。

監査の箇所は6カ所で実施いたしました。

監査の内容と結果について申し上げますと、西庄内の保育所が、1点目に事務の実施及び事業の状況について聴取いたしました。それから、2点目は財務規則に定められた支出負担行為伺書を作成すること、3点目が、支出負担行為伺書の決裁が所長のみで処理されているので、次長や担当者の決裁を考慮すること。

2カ所目が、挟間保育所ではありますが、事務の実施及び事業の状況について聴取いたしました。雇用保険上の取り扱いについて検討を求めました。

それから、3番目が寿楽苑でございますが、事務及び事業の実施状況について聴取いたしました。財務規則に定められた支出負担行為伺書を作成すること、添付書類の請け書や見積書に不備な点が見られました。入所者の定員確保に努められたいということでございます。

それから、4番目に小松寮でございますが、前回の指摘事項である日計残高表については整備

されておりました。2点目に、事務及び事業の実施状況について聴取いたしました。3点目に利用者の月別小遣い管理については、適正に処理されておりました。

5カ所目は福祉対策課でございますが、保育料の延滞整理の対応について説明を受けました。今後一層の取り組みをお願いしました。2点目に、収入調定を適宜に行うように求めました。3番目に事務の実施状況について聴取をいたしました。

6カ所目が事務の実施状況について聴取いたしました。2点目が、農業集落排水の使用料の統一について検討を求めました。

共通事項といたしまして、支出負担行為伺書については、全庁的に不備な点が見られました。財務規則の周知徹底を求めています。補助金の事務につきましては、一部不適切な点が見られました。由布市補助金交付規則に基づいた処理の徹底を求めています。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 例月出納検査及び定期監査の結果報告が終わりました。

次に、各常任委員会の閉会中の調査研修の結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長新井一徳君。

それでは、次に、文教厚生常任委員長溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 文教厚生常任委員会の溝口でございます。

調査の報告に先立ち、故、立川剛志議員の御冥福を心よりお祈り申し上げ、立川議員の御遺志を尊重し、これからの由布市の安寧発展に尽力し、今後とも立川議員の御心とともに歩み続ける議会活動に取り組むことをお誓い申し上げる次第であります。

さて、私ども文教厚生常任委員会は、平成20年2月4、5の両日にわたり、委員6名、委員長の私以下、副委員長田中真理子委員、佐藤郁夫委員、西郡均委員、淵野けさ子委員、三重野精二委員、随員職員衛藤哲雄氏の計7名で視察をいたしました。

由布市の教育に対する取り組みの方向性を研修するため、教育特区づくりに積極的に取り組む先進地を視察研修しましたので、その概要を会議規則第103条の規定により、報告申し上げます。

視察研修対象地、熊本県宇城市の対応は、教育長長田政敏氏、教育部長米村諭氏、議会事務局次長川村孝義氏、学校教育課長小田原弘則氏の方々でございます。

研修の日程につきましては、2月4日8時30分、挾間庁舎を出発、庄内、湯布院にて各委員が乗車後、高速道で宇城市へ参り、午後市役所議会棟にて、教育長ほか担当職員の対応による教育特区の取り組みに関する説明と、当方委員の質問が夕刻まで交わされ、丁寧な詳細説明をいただきました。

研修終了後、国民宿舎通潤山荘で1泊し、翌5日、帰路に着きました。

熊本県宇城市の概況は、平成17年1月15日に旧三隅町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町の5町が合併し、宇城市となったところであります。熊本県のほぼ中央、三隅半島のつけ根にあたる整備された田園地帯であり、道路は南北に国道3号、東へ国道218号が高千穂を経て宮崎の延岡市へ、西へは三隅を経て天草へ国道266号で結ばれ、九州自動車道との交差点には松橋インターチェンジが設置されております。鉄道はJR鹿児島線と三隅線が走り、熊本や八代まで15分前後で結ばれており、両市は通勤圏となって、近年ベッドタウン化が進んでおります。

面積は、東西31.2キロ、南北13.7キロと東西に長い形状で、188.56平方キロメートルを有しております。

人口は、約6万4,000人、2万2,000世帯、高齢人口が23.1%を占めています。

産業構造につきましては、総生産額の割合の主なものが、農林水産業で5.5%、製造業で21.9%、建設業で9.7%、卸小売業で7%、サービス業で17.6%となっている標準的な地方都市でございます。

次いで、研修内容につきましてはですが、教育特区づくりの概要は、宇城市の新市総合計画の教育目標の一つに、国際化、情報化に対応する能力、国際理解と国際交流の推進をあげ、かつ、市長の公約に外国語が話せる宇城市民の育成、伝統・食文化の継承をあげています。この経緯から教育特区を申請、平成17年11月22日、国際理解教育特区に認定されました。

教育特区の設置目的は、国際社会に貢献できる、心身ともに豊かで、知性あふれ、個性に満ちた児童・生徒の育成を図るため、小・中学校9年間を通して、英会話科「うきうきイングリッシュ」と呼んでおりますが を創設、総合的な学習の時間の中で伝統と食文化の時間を実施、中学校での選択教科に中国語を新設して、教育課程を編成するということになっております。取り組みの期間は、平成18年4月から実施し、5年後の23年度に事業全体について評価見直しを行うことになっております。

教育特区の内容は、1つに、英会話科「うきうきイングリッシュ」の導入、総合学習の時間で、伝統・食文化「UKIうき伝統文化学習の実施」、3つに、中学校選択教科で中国語の導入、4つに英会話中国語の外国での研修交流を主たるものにしております。

教育課程の基準によらない部分がありまして、1つは、小学1年から中学3年まで新しい教科として英会話科を創設し、小学1、2年では35時間を上乗せして、英会話科に充当しており、小学3、4、5、6年生の総合的な学習の時間を50時間削減し、英会話科に充当しております。

4つ目に、中学1年、2年、3年の総合的な学習の時間を35時間削減して、英会話科に充てる、というところが特色となっております。

平成19年度の学校教育の概況につきましては、小学校が13校、規模は80名から516名規模で、全体3,523名、146クラスございます。中学校が5校、規模が154名から

844名規模で、総計1,963名、63クラスとなっております。

県費の職員は全体で372名、学校予算が26億2,817万円、これは総予算の10.6%、ただし、建設予算も含んでいるとのことでございます。

国際理解教育特区予算は、4,692万円となっております。

特区のための英会話教師を14名、中国語教師を1名、ともに単独市費での採用をしております。

この教育特区の実体と成果につきましては、1つ目に英会話科が取り入れられ、就学前の幼稚園や保育園にCDを配付して、ゲームや歌などを通して英会話に触れるということから始まり、小学校では、まず最初に、英語や英語文化への興味喚起に主体を置き、低学年で簡単な英語であいさつやリズム遊び、徐々に身近なものの英語表現、自己紹介、友人の紹介と進み、高学年で買い物のやり取りや外国の習慣の学習、英語文化圏の規範を通じた社会、文化への理解まで進み、中学に入ると、英語を使うことに主体を置いて、リスニングを通じて自己の意思を相手に伝える、多数の聴衆に対して発表をしたり、それに質問するやり取りまでレベルを上げ、具体的場面や状況に合った適切な英語を駆使して、自分の考えを適宜に、的確に表現しながらコミュニケーションを深めていく能力を身につけていくことを目標に据えています。

指導に際しては、市独自の作成した指導経過、「ティーチングプラン・オブ・うきうきイングリッシュ」と言っておりますが、これにのっとり、就学前の年長児に月1回、低学年の小学校1、2年は週2回、25分間を1回と20分間を担当が1回、25分間は、この英会話の市単独講師でございます。年間で35時間。中学年の3、4年生は週2回、45分間が英会話講師、1回、20分間、1回担当が行って、年間50時間。高学年の5、6年生は週2回、45分間の英会話講師による授業が1回、20分間担当が1回、年間50時間を行います。中学生の1、2、3年生は週1時間、年間35時間というカリキュラムとなっております。

生徒・児童の評価につきましては、英会話科と英語科とは別教科というふうに位置づけられ、一つには感心・意欲・態度、二つにはコミュニケーション能力、3つには知識理解の3項目について、教師による到達度評価に加え、教師、保護者、児童・生徒によるカリキュラムの評価、児童・生徒の自己評価　これは授業に対する意識調査や興味、関心の度合いも含めております。これも評価の対象とし、実効性を高めていく手段を講じております。

何よりも、点数主義に偏ることなく、英語というコミュニケーション手段の習得に主眼が置かれ、外国語、外国人、外国文化に対する素直なアプローチを子供たちに身につけさせるという目的に絞り込んでおり、児童・生徒の英会話に対する興味を引き出しているところであります。

その結果として、英会話能力を生かした国際交流が児童・生徒の成長とともに現実化し、国際理解に貢献する可能性が高まることが容易に連想できるところとなっております。

2つ目の中学校での中国語導入につきましては、中学校の選択教科等の時間を30時間以上とし、選択教科に中国語を取り入れて、中国語によるコミュニケーション能力の基礎を養い、創造性、国際性に富んだ人材の育成を図っております。

中国語の指導は楽しむ、慣れる、親しむと、中学の1、2、3学年にわたって、段階を踏んで中国の文化や暮らし、習慣や考え方を学習していくよう、市独自の指導計画を作成しています。

講師は、中国から婚入してきました大学卒の女性を採用、講師の作成した独自教材を使用しております。中国語を履修している生徒は中学5校で242名、1年生が80名、2年生が75名、3年生が87名と、全体の12.3%が履修しているところです。

3つ目として、総合学習の中で、伝統及び食文化の時間を実施しているところでございます。小学3年生から中学3年生の7年間を通して、伝統文化、食文化に対する教育を推進しており、日本、熊本県、宇城市の伝統及び食文化の習得と継承を通して、日本人として、宇城市民としての自覚と誇りを持ち、異文化を理解する広いシェアを持った児童・生徒を育成することを目標としています。

指導教材は、ベネッセとの共同開発で、小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学生用の4分冊、UKIうき伝統文化学習が敢行させ、伝統学文、伝統技術、伝統建築史跡、伝統芸術、伝統行事、伝承遊び、伝統食文化、海外の文化にわたって網羅をされております。また、地域に50名ほどの伝統に係る地域人材の協力体制を得て、学校単位でネットワーク化を図り、伝統の授業を推進しております。

海外研修の実施につきましては、19年度は中学生20名がシンガポールのナンファ中学、中国南寧市第14中学と交流。シンガポールから、松橋中学へホームステイで中学生が訪れております。また、この20年度は研修の人員増を行う予定になっていると伺っております。

総括といたしまして、今回の視察研修を終えた直後の2月15日に、学習指導要領の改訂が公表され、くしくも、この宇城市の総合学習の削減と英会話、中国語、伝統文化、食文化の事業創設の取り組みが、時代を見越し、先取りした先進事例であることを再確認しました。ただし、改訂された学習指導要領とのすり寄せは、今後の検討課題として考慮されることになると思います。

我が国の歴史を振り返ってみますと、鎖国政策以来、外国文化、外国人に対して免疫を持たず、それを避けて通るという国民性が形成されてきたと言えます。外国人と目が合うのを避け、話しかけられないよう、その場を離れていく、寂しく、悲しい性癖、それに加えて、戦後の飢餓状態の経験ゆえに形成された、食えるときにしこたま食っておく性癖に起因するメタボリックシンドローム、この2つは、我が国の歴史にはびこる大きな負の特質となっています。

しかし、異なる歴史視点から振り返れば、薩摩の島津斉彬、長州の吉田松陰のごとく、幕末に世界的な視点を持ち、若き英才である西郷隆盛や大久保利通、そして、木戸孝允らに薫陶を与え、

日本に明治維新という黎明期を迎え入れた近代社会の産みの親ともいえる人物もいます。島津斉彬や吉田松陰に見るように、国家のあるべき姿を正確に想定し、否定すべきを否定して、冷徹に理想を追求し、自己の保身など度外視して、国家のありようを次世代の若者たちに教え導いた、強烈なリーダーシップと進取の気性を持った人物が、この九州や中国にいたわけであります。

それから一世紀半を経た今日、我が国が世界的な戦争において徹底的な敗戦を味わいながらも、驚異的な経済復興を遂げたことは、世界に向かって誇ることのできる歴史的事実であります。しかし、これは、経済復興の話であり、精神文化的な側面で世界に誇れるような復興を遂げたわけではありません。残念ながら、大方の日本人は、外国人と外国文化に否定的な違和感に近い劣等感を持ったままであります。

国際社会の中で、国家100年の計を図り、先進諸国、新興勢力諸国の中にあって、的確に日本国を位置づけ、確固たる勢力を世界に示す戦略的構想を持たなければならないにもかかわらず、世界の動向に右往左往しながら対応の道を模索するのが、我が国の常ながらの姿となっています。

また、高い技術の農業生産力をみずから放棄し、中国からの農薬汚染食料を輸入せざるを得ない産業構造を立ち上げてしまい、食糧需給率39%という、国民の生命すら保障することのできないという危機的状況を認識できない国家は、まさに食料という命のつるを他国に握られていることとなります。これは、国際社会の中にあって、たとえ孤立してでも自国の主張を通す必要が生じた場合、それができない情けない国家、弱い国家に成り下がっているということにほかなりません。

島津斉彬や吉田松陰に例えるまでもなく、今、我が国に求められてしかるべきは、国際社会においてリーダーシップが取れるだけの高邁な精神と、それを具体的行動に移し、揺るぎない国家戦略を樹立、実行できる次世代の育成であります。

子供たちのふるさとや祖国に対する誇りと自信に裏打ちされた精神文化の高尚さ、それとともに、国際社会の中で堂々と自己主張する英会話の能力を身につけるといふ二段構えの教育手法で、国際社会の中で相手を理解しつつ、自信を持って自分たちの主張を通す、そういう人材の育成が求められているのであります。

宇城市の教育特区での取り組みは、幼稚園年長組みから10年間の長きにわたって実施されます。頭脳の吸収力が活発な小・中学校の時期に会話に主力を置いて実施されることで、その効果には大きな期待が寄せられているところであり、1学年600名ほどの児童・生徒たちが10年間の英会話に親しむことで、10年後には、単純に6,000人ほどの履修者が宇城市から輩出されることとなります。

この子たちは、英会話と同時に、ふるさとや国の文化、伝統も同時に学んできており、国際理解教育特区としての特徴は、他の自治体に比べ、内容の豊かさが明らかになるものと推察できま

す。

近い将来、宇城市の映画館では、字幕や吹き替えなしの外国映画が上映されることでありましょうし、そのときには、市長の先験の明が高く評価されていると推察されます。リーダーというものは、四半世紀先を見越してビジョンを示し、最初の一步を踏み出す勇気が必要であることを知らされたところであります。

また、このようにして、自国のことを十分に理解した深い教養がなければ、世界規模の視点を持つことはできません。ただ単に、英会話の必要性を感じて、その事業に取り組むなら、国際理解に至る国際的視点の確立はおぼつきません。そこに深い教養に裏打ちされた、みずからを知るという観点を導入することで、比較文化論的思考回路が設けられることになり、自分自身の実論根拠が明確に示されることとなります。

すなわち、文化、伝統の学習によって、英会話の際に、日本人あるいは宇城市民としての自分からの発信によるコミュニケーションが始まることとなります。そこに、この宇城市の教育特区の特徴があり、それこそが重要な点になっていると考えられます。英会話と文化伝統の学習はそれぞれが別のものではなく、一体化された教育体系となっていることに注目しなければなりません。

自国及びふるさとの伝統と文化に関する教養と誇り、それに加えて、英会話能力を持った若者たちが、この宇城市の教育特区から数多く巣立っていくような予感とともに、10年、20年先、検証のために宇城市を再び訪れる必要を感じた研修となりました。

我が由布市においても、教育にとどまることなく、四半世紀先、半世紀先を見越した行政全般にわたった長期ビジョン、あるいは、モデルケースづくりを通し、由布市としてあるべき理想の構築とともに夢を語る行政風土、議会風土の醸成に努めなければならないと、この研修を通して、思いを新たにしたところであります。

以上で、文教厚生常任委員会の視察研修の報告を終わりますが、詳細な資料に関しましては私の手元に保管しておりますので、ごらんになりたい方はお申し出ください。

以上です。

議長（三重野精二君） ここで休憩をいたします。再開は11時20分。

午前11時10分休憩

.....
午前11時20分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

議案の訂正等がありますので、これを許可します。副市長。

副市長（森光 秀行君） 副市長でございますけれども、先ほど、請願・陳情の処理経過報告に

ついて申し上げましたが、資料の中で文字の誤りがございました。申しわけございません。この場で訂正をさせていただきたいと思います。

受理番号20の付託委員会が、「文教厚生委員会」と書くところを「建設水道」と書いておりました。訂正をよろしく願いいたします。十分気をつけます。

議長（三重野精二君） 次に、総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 総合政策課長です。

議案第1号の由布市住民自治基本条例制定についての議案書でございますが、その中の提案理由の説明の中で、第2行目になります。市民の「信託」となっております。これ「負託」のミスでございます。訂正をいたしまして、すぐ今日中に議案を差しかえをさせていただきたいと思っております。大変どうもすみません。よろしく願いします。

議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長利光直人君。

なお、委員長をお願いいたします。報告は簡潔をお願いをします。

建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道常任委員会から、さきの調査の報告をいたしたいと思っております。

本常任委員会は、次の事件について調査、研修を行いましたので、その結果を下記のとおり会議規則第103条の規定により、ただいまから御報告を申し上げます。

今回の調査事件につきましては、過去に建設水道の方に行っておりますので、うちの委員会担当であります契約管理課についての研修を行ってまいりました。

事件につきましては、最低制限価格の設定方法についてと、それから、財産台帳の電算システムについて調査を行ってまいりました。

調査研修の期間は、2月の13日、14日、両日行ってまいりました。

調査研修地といたしまして、長崎市が九州でも全国的に入札関係が進んでおるということを耳にし、長崎市と決めさせていただきました。

調査の視察者につきましては、私、それから、副委員長の佐藤人巳議員、それから、久保議員、生野議員、丹生議員の5名でした。佐藤正議員につきましては、兄弟の方の葬儀がありましたので、欠席をさせていただいております。

今回は、契約管理につきまして、我々委員会も非常に認識の不足部分もあろうかと思ひ、今後の勉強にもなるように、契約管理課の渡邊補佐を同行人として、一緒に同行をさせてもらっております。議会事務局から吉野君の同行をいただきました。

調査の内容について御報告を申し上げます。

長崎市についての簡単な概要ですが、長崎は、明治22年の4月1日に市制の施行をしております。平成17年、18年に7町を編入合併しまして、今の長崎市ということになっております。

人口が44万8,000人、面積が406平方キロ、特別会計別にしまして、一般会計が約1,196億円と、金額も我々のまちとちょっと違います。大体人口的に大分市に匹敵するぐらいのまちじゃないかと思われます。

長崎市のまちづくりにつきましては、私も初めて知ったんですけど、長崎の地名は、長崎の地が長いことから、当時の領主の大村純忠氏ですか、1571年に、彼がこの長崎を開港し、布教と貿易のまちをつかって現在に至っておるということで、長崎の基本理念といたしまして、昭和20年、1945年に原爆を投下されまして、平和の希求と人権の尊重という基本を理念に、環境福祉、国間調和、国際平和、そして、独創性豊かな産業都市の形成に向けたまちづくりが、現在進められているということをお聞きしております。

議会の構成といたしましては、法定定数が46名と、それから、条例定数44名、編入合併特別定数が51名で、現在51名の議員がおられると聞いております。

研修の内容につきましては、公共工事における入札制度、最低制限価格の設定についてということで、契約課の末續主幹によって説明を受けました。

入札については、平成14年から制限付きの一般競争入札を実施し、併用して、指名競争入札を行ってきましたけども、平成19年度から制限付きの一般競争入札のみとしているそうです。

最低制限価格の設定については、平成14年から入札参加者による、くじによる決定方式を導入し、年度途中からパソコン自動方式を試行しましたが、再度、入札参加によるくじによる決定方式にまた変更し、17年までにこれを運用しておりました。

18年度からは平均入札率連動方式と、これ、今まで横須賀の方でこの方式をやっているんですけど、ここに研修に行きまして、19年度からはこれを利用しているという入札方式でございます。

平均入札率連動方式は、入札に参加したすべての業者の入札金額から算出した平均入札率を用いて、最低制限価格率を算出した予定価格に除することで、最低制限価格を決定する方式で、長崎県では長崎市と佐世保市が、この2市が運用しているということだそうです。

以上、公共工事における入札制度、特に、最低制限価格の設定について、長崎市の現状を詳細に説明していただきましたけども、我々由布市においては、平成17年の市町村合併から市発注の公共工事においては、予定価格の事前公表とあわせて、最低制限価格の設定を行っており、パソコン自動設定方式での運用をしてみると、担当課から聞いております。

また、19年度から電子入札の試行を実施してございまして、大分県の共同利用型電子入札システムで運用していることから、今すぐに、この長崎市の連動方式を導入するということは、我が市ではちょっと困難じゃなからうかと思われます。

今後、公共工事の発注案件などの減少で厳しい状況にある市内の事業者や雇用機会の拡大を踏まえ、公正で透明性のある入札制度の改正を施してまいりたいと思っております。

次に、財産台帳の電算システムについてですけれども、管財課の橋本参事より説明を受けました。長崎市における、これまでの財産記録管理事務は、年度の異動調書作成のための台帳整理が主で、年度途中での異動状況などが把握できていませんでしたが、平成18年度に公有財産管理システムを導入したことで、異動の都度、台帳への記載ができるようになり、情報を共有化することで、市有財産の有効活用が図られるようになったということです。国による地方公共団体の普通会計バランスシート作成のマニュアルが示されたことを受けて、長崎市においてもバランスシートの作成に着手しており、総務省の総務省方式改訂モデルを選定していますが、公有財産には評価額が計上されていないので、平成20年から3年間をめどに整備をしていきたいという、長崎の方の報告でした。

また、評価額の整備については、課税の路線価格を参考にできればと考えてるそうでございます。

以上、長崎市における財産台帳のシステム、特に、普通会計バランスシート作成について説明いただきましたけれども、由布市においても総務省方式改訂モデルにより作成をしていると聞いておりますが、市の公有財産においても評価額は計上がないことから、早急に整備するように促してまいりたいと思っております。

総括して、私がこの研修で思いましたのに、現在うちの契約管理課が契約係と財産管理係と2つの係がこの課にありますけれども、さきの議会でも一部出ましたけれども、この財産管理については、いずれゆくゆくは総務の方に置かれるのが妥当かなと思われまます。このことから、この財産管理につきましても、早期にコンピュータ導入等で金がかかりますけれども、市有財産等の管理を十分に今後していくべきじゃないかなと思いました。

特に、当日は朝から雪が降ってまして、湯布院で車の乗りかえに1時間ほど待機をしております。それから、向こうが会議が2時だったんですけれども、昼食をちょっと予定どおりのところで食べられませんが、そのまま飛ばして行きました。ようやく会場に15分前ぐらいにつきまして、すぐ前にうどん屋があったのでうどんを立ち食いして、それから、そのまま会場に入ったような状態で、何とか時間に間に合いました。大変どうもお疲れさんでした。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長山村博司君。

観光経済常任委員長（山村 博司君） 皆さん、おはようございます。

研修報告の前に、去る2月16日、52歳の若さで御逝去されました同僚議員であり、また、同じ営農指導事業に携わった者として、立川剛志議員に謹んでお悔やみを申し上げます。

それでは、本論に入ります。

快晴に恵まれました、去る2月6、7日にかけて、われわれ観光経済常任委員会は、議員と職員6名で過疎山村自立への挑戦を続けるグリーン・ツーリズム事業を実践する、宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町を視察研修いたしました。

当日は午後1時半より、夕日の里物産館にて夕日の里づくり総括推進員佐藤成志氏、組合長後藤福光氏、町地域振興課小迫幸弘氏の3名により、極めて懇切丁寧なる説明をいただきました。

当五ヶ瀬町におけるグリーン・ツーリズム事業の経過については、平成5年グリーン・ツーリズム整備構想自治団体指定　これは全国25自治体であります。平成6年度五ヶ瀬町グリーン・ツーリズム基本構想策定、平成7年度五ヶ瀬町夕日の里づくり基本計画を策定し、拠点地域を桑野内地区と指定、事業の展開を図っております。

当桑野内地は14行政区からなり、町の中心地域より10キロほど離れていて、その急峻な当町にあっては、なだらかな地形で、西に熊本県阿蘇五岳が展望でき、風光明媚な地域であります。

地域の概要につきましては、総戸数215戸、人口794名、農家戸数130戸と農家中心の地域で、経営として夏秋野菜、トマト、ナス、キュウリ、インゲン等々、花卉、茶、肉用牛が中心であります。中でも、夕刻に阿蘇連山一帯を赤く染める夕日がとてもすばらしく、当地域のシンボルとなっています。この豊かな自然、そして、そこに住む住民を最大限に生かしながら、夕日の里づくりに地域を挙げて取り組んでおりました。

なお、当町グリーン・ツーリズム推進体制としては、推進会議があり、会長は副町長、委員は役場の各課長が務め、事務局は地域振興課が担当をしております。

桑野内地区に夕日の里づくり推進会議を設置し、推進員2名と部会長5名、体験部会、イベント部会、特産物品郷土料理部会、農博部会、物流部会と住民3行政区、215戸で構成され、活発に活動されています。

平成8年、住民が手探り状態で初めて企画した、第1回夕日の里体験ツアーには、1組2名だけの参加で多くの反省点を残す結果となりましたが、この経験を無駄にすることなく、それ以降、事業を実施し、同年10月、地域のシンボルである夕日が最も美しく、秋の日に大自然を舞台に郷土芸能を披露するという夕日の里フェスタを開催し、町内外から800名が集まったそうです。

また、翌年の体験ツアーには29組、82名の参加があり、地域の自然や郷土芸能、地域住民のもてなしに大変感動してもらい、回を重ねるごとに参加者がふえてきたとのことでした。

中には、夕日の里を第二のふるさととして、1年を通して活動、交流を含めている家族があります。このことが、これまでの不安や疑問を地域から払拭し、地域の誇りと自信にかわって、新たな事業の意欲に結びついているとのことでした。町が福岡県内で開催するイベント情報を提供し、夕日の里PRも行っております。

また、今後の取り組みとして、平成8年度からソフト事業のみの取り組みで、地域での経済波及効果が目に見えてこない事業やハード事業が全くないことで地域で少し不安が生じ始めましたが、今後は四季折々の体験メニューづくりを行い、受け入れ体制を組織化して、1年を通した都市住民との交流を実践しながら、地域への経済波及効果が生じるような事業を行うことが、今後の大きな課題といえます。

最後に、研修での感想と今後の市の方向について申し上げます。

1点目、当五ヶ瀬町では、過疎を逆手に取り、グリーン・ツーリズム事業が取り組まれており、地域住民の皆さんの意識改革がなされ、所得増大だけにとらわれず、豊富な自然と多彩な郷土芸能が伝承され、それを受け継ぐ純朴な地区民が貴重な資源となっております。

2点目として、事業そのものがソフト事業で、住民の経済的な負担が少なく、地域主導により地域づくりがなされ、行政はサポートのみであります。

3点目として、農家民泊だけでなく農村民泊であり、地域全体でおもてなしをすることの発想が素晴らしいことが特筆すべきことでありました。

なお、由布市庄内町においても、合併前の平成16年に構造改革特別地域の申請を行い、平成17年2月に事業が農家民泊を主体として開始された経過がありますが、まだまだ取り組み農家戸数が少ないこと、地域や行政にリーダーが少ないこと、宣伝や体制が十分でないこと等が考えられますが、今後は豊富な自然の活用と条件整備で、地域リーダーの育成強化を図りながら、最適地と思われる由布市庄内町で、このグリーン・ツーリズムの事業を今後ともどげんかせんといかんと思いながら、自然が豊富で風光明媚な五ヶ瀬町に敬意を払いつつ、研修を終わることができました。

これで、閉会中の観光経済常任委員会での調査、研修の報告を終わります。

議長（三重野精二君） 総務常任委員会の報告につきましては、3月12日、本会議の当初に行いますので、了承をお願いいたします。

以上で、各常任委員会の閉会中の調査研修報告を終わります。

日程第4．市長の施政方針

議長（三重野精二君） 次に、日程第4、市長の施政方針を受けます。市長。

市長（首藤 奉文君） 本日、平成20年第1回由布市議会定例会の開会にあたりまして、新年度における私の市政へ臨む、基本的な考え方について所信の一端を申し述べさせていただきます、議会並びに市民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨年は、相次ぐ台風の襲来によりまして、湯布院地域を中心に大変な被害が発生をいたしました。被害に遭われた方々に、改めまして、お見舞いを申し上げます。

災害復旧工事も一部について繰越措置を行ったところでございますけれども、順調に進んでいるところでございます。1日も早い完成を願っているところでございます。

新生由布市が誕生して、早いもので2年4カ月が経過をいたしました。この間、私は「融和・協働・発展」を新しいまちづくりの基本理念と位置づけ、機会あるごとに市民、住民の方々に理解を求めてまいりました。

その結果として、融和では、自治委員会や消防団を初めとする各種団体の一本化が着実に進み、一方で、市民の皆様がさまざまなイベントや会合等で和気藹々と語り合っている姿を拝見いたしておりますと、市民の一体感が醸成されてきてると大変私はうれしく思っているところでございます。

また、協働につきましても、厳しい財政運営を強いられています由布市の状況を真に理解をしていただき、補助金等の削減に御協力をいただきますとともに、プレ国体では「花いっぱい運動」やボランティア活動など、市民挙げて御協力をいただきました。

また、各地域でNPO法人が立ち上げられ、元気な由布市づくりのために側面から御協力をいただいているところございまして、協働の精神が着実に実を結ぶ方向で進んでいると思っております。

次に、発展でございますが、発展は市民の皆さんのさらに融和と協働の精神が培われることによりまして、今取り組んでおります財政基盤の確立をもとに、総合計画の実施計画を進めることによりまして、必然的にできるものであると考えております。

私は、ことしを発展に向けた第1年目 元年ととらえまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

政府は、今後、経済動向について、引き続き穏やかに回復していくであろうと予測する一方で、平成20年度の予算編成では後世代に負担を先送りしないために、財政健全化の一里塚として、経済財政改革の基本方針で示された歳入歳出の一体改革を確実に実施すると発表しております。

しかしながら、地方では景気回復の兆しは依然として不透明感が続く厳しい状況の中で、平成20年度の由布市一般会計当初予算の編成では、国民体育大会の開催により、約1億8,000万円の一般財源を必要としたことや、給食センター建設などにより、昨年に引き続き、約2億2,000万円の財政調整基金繰入金を計上しなければ調整できない厳しい予算編成を強いられました。

私も、これまで市民の方々からいただきました貴重な御意見を政策に反映し、誠心誠意全力で努力してまいる決意でございます。

また、その気持ちを込めまして、平成20年度に向けての施政方針の一端を、これから述べさせていただきます。

さきにも述べましたが、由布市が誕生して2年4カ月が経過をしたところでございますが、社会情勢はいまだに混沌とし、経済情勢も大変厳しい状況でございます。

こうしたときであるからこそ、しっかりと足を地につけ、急激な変化への対応を見誤ることなく、市の将来に確かな展望を持ち、市民の皆さん一人一人が、その将来に夢と希望が持て、この由布市に生まれ育ったことに誇りと自信を持っていただける、そんな由布市を実現する市政を力強く推進してまいりますとともに、本年度を発展の元年ととらえ、全力で取り組んでまいります決意でございます。

その第1点目は、行財政改革プランを着実に実施していくことでございます。平成20年度一般会計当初予算編成では、行革プランを着実に実行してきたことによりまして、経常経費を中心に一定の効果を上げておりますが、一方で、高齢者人口の増加により扶養費が増加、また、国保、介護、後期高齢者医療などの特別会計繰り出し金資金が大幅にふえるなど、大変厳しい状況でございます。そういうことから、行財政改革の一層の推進と自主財源の確保に努めます。

第2点目は、「チャレンジ！おおいた国体」の成功を掲げたいと思います。

前回の大分国体は昭和43年に開催されておりますので、ことしは40年ぶりとなります二巡目の大分国体でございます。

由布市におきましては、挟間地域でゴルフ少年男子、アーチェリー、庄内地域ではライフル射撃、湯布院地域ではラグビー少年男子、銃剣道が開催されます。開催期間は9月11日から10月7日までの27日間となっておりますが、大会には、日本全国から選手、監督、役員で約2,000人、その他競技観戦に多くの来場者があるものと予想しております。

由布市には、全国ブランドになっております「ゆふいん温泉」もあり、関係者の皆さんの関心度も高い開催地であろうと思っておりますので、この由布市が関係者の思い出の地となりますよう、「市民の熱意と英知を結集し、素朴な中にも真心のこもった由布市らしい魅力ある大会」を目指し、「市民総参加による大会」、「簡素で効率的な運営」、「由布市の豊かな自然や文化を全国に発信」、「市民スポーツとして親しむ環境づくり」など4つの目標を定め、半世紀に一度の国体「チャレンジ！おおいた国体」の成功に全力を傾注してまいります。

次に、3点目として、「保健・福祉の充実」を掲げたいと思います。

その1点目は、子育て支援でございます。

全国的な少子化現象に危機感を抱く中で、由布市としても子育て対策をよりきめ細やかに進めていく環境づくりが大切であるとの考えから、新たに「子育て支援課」を設置し、子育て支援をしてまいります。

次に、「高齢者見守り支援事業」でございます。

由布市内には、70歳以上の独居老人が約1,060人生活されておまして、健康面などに

においても、日々不安な気持ちで生活されておられる方も多いと推察しております。このため、老人クラブ会員の皆様が、安全確認のため声かけ訪問をする新たな取り組みに対して支援を行い、安らぎと安全安心を与えられる事業にしていきたいと思います。

次に、「児童クラブ設置及び施設新築事業」でございます。

共稼ぎ家庭がふえまして、孤立するおそれのある低学年児童を中心に、放課後安心できる健全な遊び場の提供や集団生活の場を提供することにより、児童の健全育成が図られるよう、現在市内に9カ所の放課後児童クラブがございます。新たに、塚原児童クラブの創設を支援する一方、谷児童クラブの施設を新築いたします。

なお、この事業におきましては、引き続き必要に応じて整備をしていく考えでございます。

次に、歯周病対策でございますが、大分県のデータでは、40歳代で進行した歯周病に罹患している人は58.5%です。歯周疾患は、虫歯とともに歯の喪失原因となり、健全な食生活に、あるいは、ひいては健康に大きな支障を来すおそれがございますので、本年は、とりあえず60歳の市民を限定にした「歯周歯科検診委託事業」を立ち上げ、歯周病予防に努めてまいります。

4点目は、産業の振興でございます。

由布市の農業は稲作が中心でございますが、価格の低迷や担い手不足、また、高齢化などにより大変厳しい環境でございます。これらの対策として、農地の集積や認定農業者、地域営農集団、法人化等への育成支援を行うなど、省力化や効率化を推し進める生産性の高い農業振興を推進してまいります。

また、今日、輸入野菜の残留農薬基準違反問題や偽装表示問題が発生し、食の安全と安心に強い関心が注がれております。おいしさや栄養、値段といったこともさることながら、何よりも大切なのは、安心して食べられる物でなければなりません。そのためには、生産者の顔が見える農業の確立が必要だと考えており、研究をしていきたいと思います。

次に、これまで由布市の農業を支えていただいております、さわやか農協と湯布院町農協が県内の16JAとともに、平成19年12月10日に合併協定が整い、平成20年の6月1日に大分県農業協同組合、通称「JAおおいた」を設立することが決定をいたしております。それぞれ伝統のある両農協の合併には、両組合長を初め、関係者の並々ならぬ御尽力のたまものと深く敬意を表します。合併後も、由布市の農業振興のために、農業者に迷惑のかかることのないように、合併までに残された期間、市も両農協と情報を密にまいります。

また、4月からは豊後中央家畜市場は廃止となり、県下4市場から2市場となります。由布市はJA湯布院管内が玖珠市場へ、JAさわやか管内が豊後豊肥市場への出荷となり、2分割という状況が発生をいたしました。この2市場化により由布市の畜産振興が後退しないように、十

分な指導を行ってまいります。

また、椎茸生産に関しましては、中国産離れの影響を受け、価格が上昇傾向にあることから生産意欲も高まっているものと考え、「椎茸種駒助成事業」、「椎茸原木支給システム構築事業」などの新規事業を立ち上げ、更なる振興を図ります。

一方、観光面では、他地域との情報交換や体験研修などを通じて、観光客増につなげるため、「観光交流事業」を重点的に取り組んでまいります。

また、商工関係におきましては、「中小企業利子補給補助金制度」の周知に努め、安定した経営が持続できるよう措置をしてまいります。

5点目は、本庁舎方式を目指すための取り組みでございます。

本庁舎方式につきましては、合併協定書の中で、「将来的には行政の効率化の観点から本庁舎方式を目指すものとする」と明記されており、また、「由布市行財政改革推進会議」からも、早急に本所機能を一本化すべきであるとの答申に加え、今後、さらに行政組織の効率化を図るためには、できるだけ早い時期に本庁舎方式に移すべきであると考えております。

今年度、中立的な立場にある外部の有識者による「本庁方式検討委員会」を立ち上げ、さまざまな角度から議論をいただく中で、一つの方向性を示していただく計画でございます。この方向性の提案に基づき、市議会への説明と住民説明会を開催し、御意見をいただく中で、本庁舎方式移行に向けての取り組みを進めてまいりたいと思います。

このほかに、本年度から外国との交流を行う中で、青少年の交流、文化、農産物、観光等の交流を目指す取り組みの基盤づくりを始めたいと考えております。

次に、現施設の稼働が限界に来ております「給食センター」の建設着手の年でございます。建設されます給食センターは、由布市の子供たちの健全な食生活を実現するとともに、安全安心な給食を配食し、環境にも配慮するよう設計段階から慎重な取り組みを行ってまいります。

次に、由布高校存続につきましても、市民とともに存続に向けて最大の努力をしてまいります。また、昨年国道210号線が国の直轄管理となりましたが、いよいよ本年度から維持補修から脱した抜本的な取り組みが開始されます。市民の大動脈としての役割を果たしている210号線の改良工事につきましては、用地関係を初め、由布市としましても全面的な協力体制を整えてまいりたいと考えておりますし、市民生活や社会経済活動を支える最も根幹的な社会資本であります市道等の整備につきましても、緊急性の高いものから順次実施をしてまいります。

そしてまた、教育、環境、都市計画、景観、企業誘致関連などの数多くの行政課題の解決に向けて、市民の声を広く聞きながら、誠心誠意取り組んでまいる決意でございます。

以上、平成20年度の市政運営にあたりまして、基本的な方式並びに主要施策の一端について申し述べましたが、究極は、由布市総合計画のタイトルでございます「地域自治を大切にした住

み良さ日本一のまち」の実現にございます。このことを胸に強く刻み、由布市の発展ために全力を挙げる所存でございますので、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げまして、平成20年度の施政方針といたします。

議長（三重野精二君） ここで休憩をいたします。再開は13時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

議長（三重野精二君） 再開いたします。

日程第5．請願・陳情について

議長（三重野精二君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

監査委員事務局長（議会事務局長兼務）（二ノ宮健治君） 議会事務局長です。

お手元の請願並びに陳情の文書表に基づいて説明をいたします。

まず、請願からですが、受理番号1、件名が、義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願、請願者は、大分県教職員組合由布支部執行委員長の佐藤昭治氏でございます。

次に、陳情でございます。受理番号1、件名は、市町村管理栄養士設置に関する陳情書でございます。陳情者は、社団法人大分県栄養士会由布支部長工藤智子ほか5名でございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 朗読は終わりました。

請願受理番号1及び陳情受理番号1の2件については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をします。

日程第6．由布高等学校存続議会对策委員会の設置についての報告

議長（三重野精二君） 次に、日程第6、由布高等学校存続議会对策委員会の設置についての報告ですが、皆さん、既に御存じのように、大分県教育委員会は高校改革推進計画に基づく後期高校再編整備計画の中で、由布高等学校を廃校とする旨の発表を行いました。

私たちにとっては、まさに寝耳に水の出来事でありました。

1市1公立高校配置の観点からも、そして、由布高校の歴史が、地域に根ざした、地域になくてはならない高校であるとの市民共通認識のもと、この暴挙は絶対に受け入れることができない旨の市民の総決議がなされ、総決起の行動が展開されています。

由布市議会としても、由布高等学校の廃校は絶対に許すことができないものであり、市議会と

しても、市民の皆さんの先頭に立って存続を勝ち取らねばなりません。

このために、議会全員協議会の中で由布高等学校存続議会对策委員会を設置し、議会一丸となって、存続を勝ち取るまで戦い抜くことの御賛同をいただいておりますので、ここに由布高等学校存続議会对策委員会を正式に設置したことについて、御報告をいたします。

なお、この委員会の委員長には不肖私が、副委員長には丹生副議長を充てたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） では、そのように決定させていただきます。

日程第 7 . 発議第 1 号

日程第 8 . 発議第 2 号

議長（三重野精二君） 次に、日程第 7、発議第 1 号大分県立由布高等学校の存続を求める決議及び日程第 8、発議第 2 号道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書についてを上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、25番、丹生文雄君。

議員（25番 丹生 文雄君） それでは、発議第 1 号大分県立由布高等学校の存続を求める決議、上記の決議を、別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。平成 20 年 2 月 26 日、由布市議会議長三重野精二殿。

提出者は由布市議会議員丹生文雄、賛成者は、記載のとおり由布市議会議員全員でございます。

提案理由、由布市内唯一の高校であり、地域に根ざした高校である大分県立由布高等学校の存続を求めるためであります。

裏面をお開き願いたいと思います。

では、読み上げて説明にかえさせていただきます。

大分県立由布高等学校の存続を求める決議、平成 17 年 10 月 1 日、多くの課題を残しながらも、3 町の町民が大同団結し、新生由布市の新たな旅立ちの一步を踏み出した。融和、協働、発展の旗のもと、まず、3 町町民の融和を図る中で、市民一丸となった協働の精神を持って、新生由布市をつくろうと多くの取り組みがなされてきた。

このような中、由布市誕生に伴い、由布市唯一の高校である碩南高等学校についての改名運動が起り、県教育委員会もこれを承認し、平成 18 年 4 月、大分県立由布高等学校が誕生した。

早速、由布市長を会長、市議会議長を副会長とする由布高等学校振興協議会を立ち上げ、行政、議会と学校が一体となって、特色ある学校づくりに着手してきた。その結果、普通科高校として

の進路指導の充実はもちろん、伝統、文化を教育に取り入れるなど積極的な取り組みを展開し、成果を上げてきた。今なお、さらなる新生由布高校の発展のため、教師や生徒はもちろん、後援者、地域も一丸となって頑張っているところである。

その矢先、県教委は、高校改革推進計画に基づく後期高校再編整備計画の中で、由布高校を廃校にすることを発表した。まさに、寝耳に水の出来事である。

さらに、1月23日の大分由布地域懇談会では、これはあくまでも素案であると言いながら、計画案の見直しや修正の態度は全く感じられず、このままでは由布高校が廃校になる可能性が非常に高いものと懸念される。

県教委は、少子化や教育ニーズの多様化に対応するためであると説明しているが、地域の実状を無視して再編を進めることは横暴であり、決して許されるものではない。由布高校の存続がなぜ必要なかをあげればキリがないが、特に、次の2点について訴えたい。

1つ、由布高校は、由布市唯一の高校であり、県内のバランスから見ても、1市1公立高校の配置は堅持すべきである。また、新生由布市にとっても、高校を中心とした地域のまとまりや文化面、さらに、地域経済や人づくりの観点から考えても、由布高校の存在は大変大きなものである。

2つ、さらに、由布高校が地域に根ざした高校であることを証明する数値がある。現在、1万3,000人の卒業生のうち、約4,000人が由布市内に在住している。この数字は驚異的であり、多くの卒業生が由布市のまちづくりや地域づくりに、その中核となって活躍しているのである。

よって、由布市議会は、大分県教育委員会に、由布市民の総意として知事が提唱している地域活性化実現のためにも、再編計画の見直しを早急に行い、大分県立由布高等学校の存続を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成20年2月26日、由布市議会。

よろしく願いをいたします。

議長（三重野精二君） 次に、17番、利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 発議第2号道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書でございます。

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条の1項の規定により提出いたします。提出期限は、本日でございます。

提出者は、私を含め、建設水道常任委員会全員でございます。

提案理由、地方の道路の維持管理の充実及び道路整備を計画的に進められるよう、安定的な財

源を確保するためということでございます。

裏面をごらんください。

道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書、朗読いたします。

道路は国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な施設であり、着実に整備されなければならぬものであります。高齢化、少子化が進行する中、安全で安心できる暮らしの実現、また、地域格差の解消や地域活性化を図るための道路整備に対する住民の期待、要望は非常に強いものがあります。定期バス路線が廃止されるなど、公共交通網が未熟な本市においては、車は通勤、通院、買い物等日常生活上、移動手段の大部分を担っており、道路の維持整備は欠かすことができません。

道路整備予算につきましては、毎年度道路特定財源を大幅に上回る一般財源を注ぎ込み、市民生活の利便性向上のため努力しているところであります。

また、市内における基幹道路である国道210号、県道の整備につきましても、災害時の緊急輸送路としての位置づけからも、必要不可欠であります。

このようなとき、道路特定財源諸税の暫定税率が廃止されますと、当市の道路特定財源収入はほぼ半減となり、道路の維持管理も十分にできなくなり、現在進めている道路事業は中止せざるを得ない状況になります。

市民生活の不安増大を招く重大な事態になりかねない状況にあります。よって、国会及び政府におかれましては、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

一、受益者負担という制度趣旨にのっとり、自動車税、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。

一、地域住民が期待する道路整備を計画的に、かつ、着実に進めるため、道路特定財源諸税の暫定税率を延長し、真に必要な道路の整備や管理に必要な事業料を確保すること。

一、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、地方道路整備臨時交付金を平成20年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

大分県由布市議会議長三重野精二。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、金融担当大臣、経済財政政策担当大臣でございます。

以上でございます。

報告を終わります。

議長（三重野精二君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの2件の議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、審議に入ります。

まず、日程第7、発議第1号大分県立由布高等学校の存続を求める決議についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、発議第2号道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 提出者に伺います。

何で、こういう意見書があるんかは理解できませんですけども、意見書を提出するに至った経過について、若干説明をしていただくようお願いいたします。

議員（17番 利光 直人君） 皆さん御承知のとおり、全国知事会でも、これをいたしておりますし、釘宮市長、全国市長会の副会長もされております。うちの市長もそうなんですけれども、全国市議会でも大多数の賛同にあって行われておりますし、皆さんマスコミ報道で、西郡議員も御承知のとおり、まだ県下で3県ほど自動車が行ってない県もあるということも聞いております。その中で、特に、九州・四国、田舎にとっては道路がまだ整備が不十分でございます。そんな中で、本委員会としても、全員参加のもとに、これを提出したわけでありまして、

以上です。

議員（8番 西郡 均君） 税金の中で、道路だけ特定財源をつくって、そして、道路だけに使うというやり方というのは、非常に奇異な存在だということに見られています。

ちなみに、今医師が足りないときに、病院に行く道路を先に優先してつくれみたいな論調になってるんですけども、そうじゃなくって、必要なところに必要な財源を確保するという方向が正しいと思うんですが、そういう点は議論されなかったでしょうか。

特に、日本の公共事業費は、先進7カ国でもEU諸国と比較しても、それ以上の公共事業費を使ってやっていると、いわゆる、一般的に福祉教育、医療等に使う財源がもう極端に少ないというふうな実状があると思うんですけども、建設水道委員会ですから、そこ辺の論議をしたかどうかちゅうのはわかりませんが、その辺はどういうふうに考えておられるのか、もし議論しておれば、教えていただきたいんですが。

議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 一部に、そういう議論もありましたけども、賛成多数で、一応これを決議しました。

西郡議員言われるように、今回10年と決めて、59兆円ちゅう金額がいいんかどうかでも私も国会議員でないからわからんのですけども、それがすべて今後の10年間に使われるんじゃないかという中身については、今、衛藤議員から国政でいろんなあんま器とか、カラオケ機械とか、いろんなものがありますが、そういうのは、今後改めていくということ国交省の大臣も十分言っておられますし、これは、与野党問わずに国会議員が全部知らなかったことじゃないかと思えます。それを、自分ら与党だけでそれを追及するのめどうかなという、まあ、私個人的な感覚を持っておりますし、今後、その59兆円という10年間の中で、いろんな論議された、教育もいろいろ含めた中の配分がされるんじゃないかと思えます。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 賛成多数で、この意見書を提出するに至ったという経過を聞いて、建設水道委員の中にもきちんとしたことを言う人がいるんだなあというふうに感心したんですが、基本的に、こういう意見書を上げるべきでないというふうに私は思います。

さきの総理大臣、もう名前を忘れましたが、小泉何がしという人は、道路財源の一般財源化を主張してた人です。そして、それも早急にやりたいと、道路族には負けないというふうに言ったにもかかわらず、もう今は既に道路族に押し切られて、こういう意見書を、国あるいは都道府県知事を含めて巻き返しをすると。非常に合併のときと同じ状態なんです。合併、合併なして、いかにも合併したらいいかのように言って、後になって、ああ、こんなはずじゃなかったという、同じような性格の問題です。どこの国に、道路だけの特定財源をつくって道路だけを一生懸命やると、実態を調べてみたら、先ほど建設水道委員長も言いましたけども、何使ってるかわからんというようなことが噴出してのるわけです。

特に、この特定財源で50数%以上が高速道路に使われていると、そして、生活関連に実際使われているのは10%前後ということになると、そういう点でいえば、産業、いわゆる大企業の物流のための、そういう施設建設が主要なねらいで、そして、特に、道路族といわれる議員の政治献金への還流という温床になっているという部分を見れば、こういうことは早急にやめて、恒久減税という減税が5年でやめて、暫定税率というものが何十年も続くなんてことは、異常なことなんです。もう早急に暫定税率を解消して、道路特定財源はやめて一般財源化するというのは、当然のことだというふうに思いますので、恥ずかしくも、こういう意見書を上げないように、皆さんにも御賛同をお願いしたいと思います。上げない方向です。

したがって、この意見書の決議については反対をいたします。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。1番、小林華弥子君。

議員（1番 小林華弥子君） 私も意見書提出に反対の立場で討論をいたします。

皆さんも御存じのように、まさに、この道路特定財源の税率延長については、国を挙げて国じゅうの話題になっております。国会でも真っ二つに別れて、今議論が真っ最中の状況であり、毎日のようにマスコミ報道も取り上げております。まさに、国の世論が真っ二つに別れている状況の中で、国民の意思がまだはっきりと示されていないと、私は国会の状況を見て思っております。

さらに、そういう状況の中で、先日も与党の福田総理が野党の修正案を一部のんでもいいというふうな発言すら出ている状況であります。

こういう状況の中で、果たして、由布市議会がある一定の方向を出す結論に至る時期にあるのかどうかというのは、私は非常に疑問を感じます。由布市民の代表である由布市議会が、こういう世論を真っ二つに分ける問題について一定の方向を出すのであれば、相当な議論をしてから出すべきであって、委員会の中で賛成多数で提出をすることにしましたとは言いながら、私は、これは由布市議会全体で議論すべき、もし出すのであれば、全体で議論すべき問題であると思いません。

委員会付託をせずに、ここで採決するのであれば、私は今、こういう意見書を市議会として出すべきではないと思いますし、もう一つは、この道路特定財源延長すべきか否かということについては、道路が大切かどうか、道路をつくるお金が必要かどうかの観点ではなくて、私は地方自治の観点で、この意見書は出すべきではないというふうに思っております。道路が必要でないとは言っておりません。必要な道路はつくるべきだと思います。ただ、必要な道路かどうかを判断するのは、地方自治体に任せていただきたい、地方自治体がみずから財源を持って、自分たちの地域に必要な道路は自分たちでつくれる、そのようにするためにも、一般財源化すべきだと私は思いまして、この意見書の提出に反対いたします。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立20名〕

議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9．報告第1号

日程第10．諮問第1号

日程第11．議案第1号

日程第12．議案第2号

日程第13．議案第3号

日程第14．議案第4号

日程第15．議案第5号

日程第16．議案第6号

日程第17．議案第7号

日程第18．議案第8号

日程第19．議案第9号

日程第20．議案第10号

日程第21．議案第11号

日程第22．議案第12号

日程第23．議案第13号

日程第24．議案第14号

日程第25．議案第15号

日程第26．議案第16号

日程第27．議案第17号

日程第28．議案第18号

日程第29．議案第19号

日程第30．議案第20号

日程第31．議案第21号

日程第 3 2 . 議案第 2 2 号

日程第 3 3 . 議案第 2 3 号

日程第 3 4 . 議案第 2 4 号

日程第 3 5 . 議案第 2 5 号

日程第 3 6 . 議案第 2 6 号

日程第 3 7 . 議案第 2 7 号

日程第 3 8 . 議案第 2 8 号

日程第 3 9 . 議案第 2 9 号

日程第 4 0 . 議案第 3 0 号

日程第 4 1 . 議案第 3 1 号

日程第 4 2 . 議案第 3 2 号

日程第 4 3 . 議案第 3 3 号

日程第 4 4 . 議案第 3 4 号

日程第 4 5 . 議案第 3 5 号

日程第 4 6 . 議案第 3 6 号

日程第 4 7 . 議案第 3 7 号

議長（三重野精二君） 次に、本定例会に提出されました、日程第 9、報告第 1 号平成 1 9 年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出についてから、日程第 4 7、議案第 3 7 号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてまでの 3 9 件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、一括して提案理由の御説明をさせていただきます。

本定例会で審議をいただきます案件につきましては、既にお手元にお配りしていますように、由布市住民自治基本条例の制定、由布市後期高齢者医療に関する条例の制定、由布市ひとり親家庭医療費助成、由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正、また、平成 2 0 年度一般会計予算、特別会計予算並びに本年度補正予算など、3 7 議案、土地開発公社の事業計画の変更の報告 1 件、人権擁護委員の推薦の諮問 1 件について御提案を申し上げますが、いずれも市政運営上、重要な案件でございますので、何とぞ慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、まず報告第 1 号、平成 1 9 年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する種類の提出について、御説明を申し上げます。

1 月 1 7 日開催の由布市土地開発公社の理事会において、平成 1 9 年度の事業計画の変更並び

に収支予算の補正が議決され、18日付で土地開発公社理事長より市に承認申請があり、1月25日付で承認されました。

今回、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、平成19年度の由布市土地開発公社の事業計画の変更に関する書類を議会に提出するものでございます。

次に、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

平成20年6月30日をもって任期が満了いたします、湯布院町の峯浩昭氏の再任について推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、峯氏の略歴につきましては、議案に添付いたしておりますので説明を省略させていただきます。

次に、議案第1号由布市住民自治基本条例の制定について御説明を申し上げます。

地方分権一括法が施行され、国から地方公共団体への大幅な権限委譲や条例制定権の拡大など制度が大きく変わり、さらに、市町村合併の推進、地方交付税の減額等、自治体を取り巻く情勢が大きく変化する中、由布市が発足をいたしました。

市として、一体感の情勢や市民の積極的な参加と協働の意識高揚に努めるために、市政理念である「融和・協働・発展」の具体案を示すことが急務となっております。

このため、さきに議会で提案いたしました「住民自治条例」の制定に取り組んでまいりましたが、本年1月11日、由布市住民自治基本条例制定検討委員会から1年半の検討作業を経て、答申を受けたところでございます。

本条例は、市民がまちづくりの主体であることを確認し、まちづくりの理念、市民の権利と役割・責務を初め、議会・行政の役割・責務、制度といった基本的事項を明らかにすることで、住民自治を大切にする由布市の基本を定めるものでございます。

この条例の制定により、市民がみずからの役割を自覚し、議会、行政の機能を活用した積極的なまちづくりが、さらに効果的に進められることを目指します。

平成19年に総合計画が策定され、由布市の本格的まちづくりがスタートした今こそ、住民自治に基づく市民の参画と協働のルールを明らかにするものとして、由布市住民自治基本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第2号由布市後期高齢者医療に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

健康保険法等の一部の改正により、老人保健法の一部が改正され、高齢者の医療の確保に関する法律の題名が改められました。これによりまして、後期高齢者医療制度が創設されることになり、大分県後期高齢者医療広域連合が設立され、政令で定める事務のうち、保険料の徴収事務や

各種申請、届出の受付、被保険者証の引き渡し等の、いわゆる窓口事務等が市町村によって処理されるものと定められたため、後期高齢者医療事務を行うために条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第3号由布市ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について御説明を申し上げます。

平成19年度末をもって、ストマ用装具助成金の給付事業に係る県補助事業が廃止されるため、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第4号由布市行政組織条例の一部改正について御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の創設に伴い、老人保健法が一部改正され、高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことにより、事務分掌の一部を追加する条例整備でございます。

次に、議案第5号由布市税特別措置条例の一部を改正することについて御説明を申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、基本的な同意が国から得られたことに伴い、立地企業が税制の優遇措置の適用を受けるために条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第6号由布市特別会計条例の一部改正について御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度が創設されることから、高齢者の医療の確保に関する法律第49条に基づき、条例を整備するものでございます。

次に、議案第7号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この改正は、職員に支給する通勤手当の支給対象となる通勤距離を1キロメートル以上から2キロメートル以上に改めるための条例改正でございます。

次に、議案第8号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

国家公務員が定めていました「休息时间」の制度を廃止したことに準じ、「休息时间」を廃止するための条例の改正でございます。

次に、議案第9号由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

この改正は、これまで支給している消防職員の火災または緊急業務の出勤手当である特殊勤務手当を廃止するための条例改正でございます。

次に、議案第10号由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第 11 号由布市国民健康保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

平成 18 年度 6 月に公布された健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、逐次、医療制度改革がなされておりますが、平成 20 年度の抜本的な改革により、退職者医療制度の廃止に伴い、被用者保険等、保険者を代表する委員の項目を削り、また、特定健康診査等事業の実施により、保険事業の内容変更等、必要な項目についての条例を整備するものでございます。

次に、議案第 12 号由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

平成 16 年度並びに 17 年度の税制改正に伴いまして、公的年金控除等の見直し及び 65 歳以上の住民税非課税措置の廃止に伴い、所得水準の低い層について負担が重いという点を踏まえ、平成 18 年度と平成 19 年度の 2 年間にわたり、保険料率の特例措置を行いました。

平成 19 年 12 月付で、介護保険施行令等の一部改正をする政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、平成 20 年度も緩和措置を行いたいと思います。

この特例を設けることにより、741 万 5,000 円程度の減額となりますが、第 3 期介護保険事業計画の範囲内と推測されますので、引き続き、特例措置を講ずるための条例を整備するものでございます。

次に、議案第 13 号由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第 14 号由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について及び議案第 15 号由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正についての 3 議案につきましては、平成 20 年 4 月から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、新たに「後期高齢者医療制度」が創設されること及び医療保険各法に「高額介護合算制度」が導入されることに伴い、条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第 16 号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

平成 20 年度大分県から一部権限委譲される事務で、租税特別措置法に基づく優良宅地造成認定申請並びに優良住宅新築認定申請の手数料について、一団の宅地面積 0.1 ヘクタール以上または床面積が 1,000 平方メートルを超える認定申請について証明事務を行うこととなったことから、新たに設定するものでございます。

次に、議案第 17 号由布市過疎地域自立促進計画の変更について御説明を申し上げます。

由布市過疎地域自立促進計画の交通通信体系の整備情報及び地域間交流の促進にかかわる市町村道路事業について、庄内駅中淵線道路改良の事業内容を計画変更するものでございます。

次に、議案第 18 号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について御説明を申し上げます。

平成 20 年 3 月 31 日をもって、大分県退職手当組合から竹田市が脱退することに伴い、同組

合規約の変更をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第19号平成19年度由布市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度の各種事業について、事業費に見込みがついたことに伴う補正でございます。

補正予算総額につきましては、4億2,887万円の減額補正でございます。

まず、今回の補正予算で減額をした事業の主なものは、総務費の財産管理費で、入札減による挟間庁舎空調設備の改修工事、企画費では、路線見直しにより減額となりましたコミュニティバス運行業務委託料及び社会福祉法人の寿永会への貸し付けをします地域総合整備資金貸付事業、民生費の障害者福祉費では、各種事業の縮小により減額となりました自立支援事業、児童福祉費では、支給対象者の減による児童手当関連の委託料となっております。

次に、農林水産事業費の林業費では、対象面積の減少による森林整備地域活動支援事業交付金、建設費の道路新設改良費では、入札減によるもの並びに相続の関係や道路用地所得による交渉が難航したために工事費に影響が出ましたので、それぞれの路線ごとに調整を行っております。

次に、消防費の災害対策費では、災害被災者の申請者数の減によります住宅再建支援事業費補助金の減額でございます。

次に、教育費の保健体育費では、湯布院SPAマラソン大会が中止になったことに伴う補助金を減額しております。

次に、災害復旧事業費では、事業費の確定に伴い、それぞれ調整をしております。

次に、議案第20号平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,874万円を補正するものでございます。

主な内容につきましては、交付金の確定並びに収納見込み等の見直しに伴う補正でございます。

次に、議案第21号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、総額から歳入歳出それぞれ5,991万1,000円を減額補正するものでございます。

主な内容につきましては、介護給付費等の見直しに伴う補正でございます。

次に、議案第22号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ336万8,000円を減額補正するものでございます。主な内容につきましては、水道使用料や工事費等の調整に伴う補正でございます。

議案第23号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説

明申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水事業基金の利子15万1,000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第24号平成19年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、公共下水道基金の利子2万円を基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第25号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ348万円を減額補正するものでございます。

主なものとして、健康温泉館収入が減少したことに伴いまして、温泉館の管理費を調整するものでございます。

次に、議案第26号平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的予算では歳入歳出それぞれ114万9,000円を補正するものでございます。

補正の主なものは、歳入では、加入者の減少による一般加入負担金の減額、消火栓修理の増額で、歳出では、営業費用の決算見込みによる調整等でございます。

資本的予算では、歳入として、消火栓建設受託金を増額し、歳出では、建設改良費の浄水場ろ過池トラフ更新工事を減額し、歳入より歳出の不足する額は過年度分損益勘定留保資金より減額補てんするものでございます。

次に、議案第27号平成20年度由布市一般会計予算について、その概要を御説明申し上げます。

国は、平成20年度予算の概算要求にあたり、平成20年度予算は歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算と位置づけ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、引き続き、「経済財政改革の基本方針2007」にのっとり、最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化、効率化を徹底して行うとしております。

また、地方に対しても、国と歩調を合わせ、「予算編成の原則」を遵守し、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとしており、地方財政措置についても、平成19年度と同様に、圧縮基調が見込まれるところでございます。

こうした中で、由布市の平成20年度当初予算編成は、実質2年目を迎えた行財政改革実施計画や向こう5年間の財政推計を図る、中期財政計画に沿って編成する中で、由布市の基本理念で

あります「融和」、「協働」、「発展」を念頭に置きながら、まちづくりの7つの施策の実現に向けて、取り組んだところでございます。

また、事業の実施につきましては、優先順位を明確にし、取捨選択を行いながら、限られた財源で費用対効果が十分に発揮できるような予算の編成に傾注し、その中でも5種目の競技を抱える国体の開催経費や給食センターの建設経費、図書館オンライン化の経費、新公会計制度の特殊要因を含んだ予算については、厳しい財政事情の中ではございますが、課題の解決に向けて、優先的に組み入れており、平成20年度の予算編成では19年度の予算編成にも増して、厳しいものとなりました。

まず歳入では、歳入総額の半分以上を占める市税と地方交付税が主要な財源でありまして、そのうちの市税は依然として不透明な状況であり、大幅な収入増は見込めないところであります。

次に、普通交付税につきましては、国の地方財政措置も圧縮基調ではありますが、基準財政需要額に地方再生対策費が創設されたことに伴い、地方への交付額が修正され、ほぼ前年度並みに交付される状況となりました。

次に、歳出では、市債が依然として多額の残高を残す中で、公債費の元利償還額が減少傾向となっており、人件費も退職者の大幅増員による減額となっております。

しかしながら、扶助費や補助費などに至っては今後も増額が見込まれ、特に、国民健康保険、介護保険等の特別会計の繰り出しや、後期高齢者医療の負担金も大幅にふえる傾向にあり、今後も財政運営は厳しい状況であるといわざるを得ないところであります。

こうした状況の中で、平成20年度の由布市一般会計予算の歳入歳出総額は146億9,484万2,000円となり、平成19年度の当初予算と比較して、4.6%の増加予算となっております。

大変厳しい予算編成の中ではございますが、新年度の新規事業といたしまして、福祉関係では、市内の70歳以上の独居老人を対象に、安らぎと安心を与える「高齢者見守り支援事業」並びに健康増進事業の一環として「歯周歯科検診委託事業」を、農政関係費では、家畜市場閉鎖による畜産農家への「市場再編に伴う助成金」、椎茸農家への「椎茸種駒助成事業補助金」や「椎茸原木支給システム構築事業補助金」、商工関係費では、観光施設整備のため、「案内板設置事業費補助金」や「観光交流事業負担金」を予算化し、建設関係費では、道路網の整備促進を図るために「市道3路線の道路改良事業」を追加し、消防関係費では、災害を最小限に抑えるための「防災ハザードマップ作成委託事業」、このほか教育関係費で、市内3つの図書館を専用回線でつなぐ「図書館オンライン化事業」や国体に供えてスポーツセンターの周辺整備を行う「人工芝競技場周辺整備事業」を新規事業として計上いたしております。

次に、歳入では、地方税、地方譲与税、地方交付税、県支出金、繰入金、地方債等が増額で、地方特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金等が減額となり、繰入金並

びに繰越金は、前年度の当初予算編成時とほぼ同額を計上して、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

次に、議案第28号平成20年度由布市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

今回の予算編成につきましては、新たに導入される制度等を含めた政府予算案及び市町村予算編成留意事項等を提示されたことにより、支援金または負担金、交付金等の編成事務を行います。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億7,050万4,000円と定めるものでございます。

主な内容につきましては、退職医療制度が平成20年度に廃止されることにより、退職被保険者保険税の減少及び医療費の自然増による財源不足が生じたため、基金2億6,300万円を取り崩し、及び一般会計繰入金等による充当財源を確保いたしました。

歳出では、医療費の自然増及び3年間の医療費平均伸び率を加味し、5%程度見込み、今年度に創設される後期高齢者支援金、また、医療費適正化計画による特定検診等を義務づけ、生活習慣病の予備群を早期に発見し、予防等を行うための経費等を計上いたしました。

次に、議案第29号平成20年度由布市老人保健特別会計予算について御説明を申し上げます。

新制度の創設に伴い、平成20年3月診療分は老人保健法で予算措置を行うこととなります。毎年、医療費の自然増ベース等の伸びで3.86%程度見込んだ予算編成を行うものであり、総額は、歳入歳出それぞれ4億4,535万8,000円と定めるものでございます。

主な歳出につきましては、医療給付費、医療費支給費等の1カ月分を計上いたしました。

次に、議案第30号平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

健康保健法等の一部改正に伴い、後期高齢者医療制度が創設されたことから、特別会計を新たに設置し、11カ月分の予算編成となりました。今回は、初年度の予算編成を行うもので、総額は歳入歳出それぞれ3億9,921万7,000円と定めるものでございます。

主な歳出につきましては、保険料及び保険基盤安定分を財源とし、後期高齢者医療広域連合納付金等に充当するものでございます。

次に、議案第31号平成20年度由布市介護保険等特別会計について御説明を申し上げます。

総額は、歳入歳出それぞれ29億6,350万9,000円と定めるものでございます。

主な歳出につきましては、第3期介護保険事業計画に基づく、介護サービス等諸費として、また、保険給付費及び介護予防事業費等、介護保険事業を行うための経費であり、歳入は保険料、国・県の支出金、繰入金等でございます。

次に、議案第32号平成20年度由布市簡易水道事業特別会計について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,401万8,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、通常維持管理に伴う費用や市債借入償還金の公債費であり、歳入では、水道使用料や一般会計繰入金、また、基金からの繰入金等でございます。

次に、議案第33号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億1,943万9,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、使用料や一般会計繰入金、基金繰入金であります。

歳出は、事業に伴う経費や公債費となっております。

次に、議案第34号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,624万9,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものでは、温泉館の管理に伴う費用や施設設備費事業債借入償還金の公債費であります。

歳入では、健康温泉館収入、一般会計からの繰入金が主なものであります。

次に、議案第35号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を1,425万3,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、公債費の償還金でございます。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金であります。

次に、議案第36号平成20年度由布市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

由布市水道事業につきましては、収益的収入及び支出をそれぞれ5億4,861万5,000円とするものです。

収益的収入の主なものとしては、水道料金、一般加入負担金等でございます。

支出では、通常維持管理費に伴う営業費用や営業外費用の企業債利子等が主なものでございます。

また、資本的収入総額を1,844万円とし、主な収入は一般会計補助金であります。

資本的支出では、請負工事費として、企業債償還金が主なもので、収入額が支出額に対して不足する金額については減債積立金、過年度分損益勘定留保資金より補てんをするものでございます。

次に、議案第37号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

平成20年4月からの「高額医療・高額介護合算制度」の創設に伴う健康保健法等の一部改正に伴い、本条例に規定している保険料給付の内容について、一部改正をするものでございます。

以上で、私からの提案理由の御説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、担当部長並びに課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（三重野精二君） 市長の提案理由説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。開会は2時5分といたします。

午後1時56分休憩

.....
午後2時07分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、日程第9、報告第1号平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について詳細説明を求めます。総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） それでは、報告第1号平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について、説明をいたします。

まず、平成19年度由布市土地開発公社の事業計画の変更、それから、平成19年度由布市土地開発公社補正予算（第1号）、平成19年度由布市土地開発公社資金計画の変更でございます。

それでは、1ページをお開きをいただきたいと思います。

事業計画の変更でございます。

今回の変更につきましては、まず表の中の区分の処分のところ、市道向原別府線公有用地取得分という、当初計画では1,854万円を処分をする、市の方に売却をすると、そういう当初の計画でありましたが、市より、この用地につきましては、まだ工事の着手等ができないために市は買い上げができないと、そういうことに伴いまして、開発公社の理事会の中で協議をいたしました結果、引き続き、開発公社の方で、この土地を所有するということになりましたために、その計画を変更するものでございます。

それから、2ページをお開きください。

開発公社の補正予算（第1号）を説明するものでございます。

まず、収益的収入及び支出のところでございますが、まず収入で、第1款事業収入第1項公有地取得事業収益で、議決額は公有用地取得事業につきましては、1,854万円という収益があるはずでありました。

実は、先ほど言いましたように、この土地については売却ができなくなったというために、今回の補正で1,836万円を減額をするものでございますが、そのうちの18万円につきましては、その用地の利息分であります。その利息分につきましては、その利息のみは、市の方から入

れてもらっておりますから、その分を差し引いたものというふうに減額をさせていただきます。

それから、その下の支出でございますが、やはり収益がないために、事業原課の方につきましても、同じ額を減額をするものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出の、まず収入でございますが、第1款の資本的収入第1項の長期借入金で、議決額はゼロで、今回は1,800万円の補正をするということでございますが、この用地、この辺につきましましては、先ほど言いましたように、市の方に売却をいたしまして、そして、それを借入先の金融機関の方に返す予定でございましたが、それができなくなったために、新たに1,800万円の借り入れをここでするための補正でございます。

それから、続きまして、4ページから6ページにつきましましては、その予算の説明になっております。もう、それは省略をさせていただきたいと思っております。

それから、7ページの公社の資金計画の変更に伴うものでございます。

これは、まず受け入れ資金の区分の中で、第1の公有地取得事業収益の2,071万9,000円を補正といたしましては、補正額のところでは、そのうち、それをゼロにいたします。2,053万9,000円に減額をいたしまして、それを3の補助金等収入で253万9,000円、それから、借入金で1,800万円の方に補正をするものでございます。

それから、議決額の第6の事業外収益77万9,000円を補正額では7万円減額して、それを4の附帯等事業収益のところに変えるものでございます。

それから、支払い資金につきましましては、議決額の3の借入償還金の1,818万円を補正額のところでは18万円の減額をいたしまして、第1の公有地取得事業費の方に補正で回すものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（三重野精二君） 次に、日程第10、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（小野 明生君） 総務部長です。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。住所、由布市湯布院町川西 番地、氏名、峯浩昭、生年月日、昭和14年1月15日生まれ、平成20年2月26日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、人権擁護委員の任期が平成20年6月30日をもって満了するため、再任の推薦をしたい旨でございます。

裏面に経歴がございますので、御一読を願いたいと思っております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第11、議案第1号由布市住民自治基本条例の制定について詳細説明を求めます。総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 議案第1号由布市住民自治基本条例の制定について説明をいたします。

由布市住民自治基本条例を、次のように制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容のみを説明をさせていただきます。

まず1ページでございますが、この条例の組み立てにつきましては、前文がありまして、そして、章については第10章、条につきましては第27条までと、そういう構成の組み立てにしております。

まず、前文でございますが、由布市のまちづくりの方向性を、まず示しております。

次に、条例を制定するために、その背景や基本的な考え方を、この前文の中で示しております。この前文につきましては、親しみやすく、やさしいものと、そういうふうにするために、「です」、「ます」という表現で最後を締めくくっております。

それでは、条文の方に入らせていただきます。

もう、この条文等につきましては、前回、前々回の全員協議会の中でも内容等につきましては説明をさせてもらった経緯がございますので、今回につきましては、特に、個性的なものといえますか、特徴あるもの、そういうものを説明をさせていただきます。

まず、第1条の目的でございますが、この条例の特徴といたしましては、その条例では主権者が自治の主権者が由布市の市民が自治の担い手を担うと、そういうふうに目的で定めております。

それから、第7条であります。市民・事業者の役割と責務のところになりますが、その中の7条の3、4項につきまして、市民にコミュニティへの参加と活動のための負担についてを、この規定の中で求めております。

それから、第26条の環境・景観の保全・形成という条文でございますが、市の貴重な財産である環境・保全の景観・保全について、市の責務と市民、交流者の役割というものをここで示しております。

また、環境保護、景観形成については、市民、事業者、交流者の積極的な交流を求めると、そういうことをうたっております。

そういうものが特徴なものだと、そういうふうに考えております。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第12、議案第2号由布市後期高齢者医療に関する条例の制

定について詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。

議案第2号由布市後期高齢者医療に関する条例の制定について、次のように定めるということで、提案理由といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）に伴い、後期高齢者医療の事務等を行うため、条例の整備を行うということでございます。

裏面をめぐっていただきたいと思います。

現在は、老人保健法で事務等を行っておりますが、その一部が改正をされまして、題名の移行ということで、高齢者の医療の確保に関する法律、高医確法で今後は施行するということになります。

したがって、75歳以上等の後期高齢者医療事務を行うために、政令で定められた保険料の徴収事務、窓口事務等を市町村で定めるものでございます。

主に、広域連合で事務処理を行いますが、市町村が処理を行う事務につきましては、第2条、以下定めております。

第2章の保険料でございますけども、第3条徴収すべき被保険者の取り扱いのことを、ここで書いております。

55条につきましては、被保険者の取り扱いの特例でございます。

第4条につきましては、保険料の納期ということでございます。これは、賦課決定等につきましては、広域連合ですべて行うというふうになっております。

第5条につきましては、督促手数料は各市町村の収入となります。

裏面をめぐってもらいたいと思います。

第4章、罰則規定につきまして、ここで明記しております。

附則につきましては、第2項でございますけども、2年間5割軽減の規定がございます。さらに特別措置ということで1年間変則措置がとられます。これによりまして保険料の納期の取り扱いが変わると、これが1期から3期までの納期につきましては、全期の凍結と、保険料の凍結ということでございますので、初年度につきましては4期から8期までの後期分で保険料を納めてもらうということになります。後期につきましても9割軽減という形になりますので、均等割額が年額で4万7,100円ということでございますので、これの半年分が凍結ということで、2万3,550円の9割軽減ということですから2,300円が4期から8期の間納付をしてもらうという条文でございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第13、議案第3号由布市ストマ用装具助成金の給付に関する

る条例の廃止について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第 3 号由布市ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について、由布市ストマ用装具助成金の給付に関する条例を廃止する条例を次のように定める。平成 20 年 2 月 26 日提出、由布市長。

提案理由は、ストマ用装具助成金の給付事業にかかる県補助事業が平成 19 年度で廃止されるため。

この内容につきましては、この条例によりますストマ用装具の給付につきましては、身体障害者福祉法の補装具としてこれまで県の助成を受けまして実施をしてきましたけれども、障害者自立支援法の施行に伴いまして市町村地域支援事業の日常生活用具の給付に変更されました。このことによりまして県が平成 19 年度末をもってこの事業を廃止することになったため、この条例を廃止するものです。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第 14、議案第 4 号由布市行政組織条例の一部改正について詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 議案第 4 号由布市行政組織条例の一部改正について、由布市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 20 年 2 月 26 日提出、由布市長。

提案理由です。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行に伴い条例の整備を行うものでございます。

次のページをお開きください。そこに新旧対照表がございます。その中の分掌事務のところでございますけども、今現在、健康福祉事務所の分掌事務は 1 号から 8 号までがそれぞれ担当として掲載されておりますけども、その 8 号の後に 9 号後期高齢者医療に関することを追加するものでございます。

附則、この条例は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第 15、議案第 5 号由布市税特別措置条例の一部改正について詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（小野 明生君） 総務部長です。

議案第 5 号由布市税特別措置条例の一部改正について、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 20 年 2 月 26 日提出、由布市長。

提案理由でございますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく産業集積の形成及び活性化に関する基本的な計画の同意が国から得られたことに伴い、立地企業が税制の優遇措置の適用を受けられるために条例の整備を行うものでござい

ます。

次のページをお願いいたします。由布市税特別措置条例の一部を次のように改正するというところでございますが、現在の由布市税特別措置条例は、企業等の誘致において地方税法の国際観光ホテル整備法、山村振興法、農村地域工業等導入促進法がうたわれ、その都度適用されております。このたび企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。第1条に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく事項を追加するものでございます。第6条から第10条までそれぞれ繰り下げ、第7条に同意集積区域における固定資産税の課税免除を加えるものでございます。第9条では第7条の項目についての字句の追加でございます。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第16、議案第6号由布市特別会計条例の一部改正について詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） では、保険課長でございます。

議案第6号由布市特別会計条例の一部改正について次のように定めると。

提案理由につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の施行に伴う条例の整備を行うためということでございます。

裏面をお開きください。新旧対照表の現行改正案でございますけれども、後期高齢者医療事業の創設に伴い高確法第49条等に基づきまして所要の整備を行うものでございます。

で、1条の1号につきましては、当分の間経過措置で残りますのでそのまま存続させていきたいと思っております。今回第2号を追加をいたしました。後期高齢者医療制度の創設に伴う追加ということでございます。

以上です。

議長（三重野精二君） 次に、日程第17、議案第7号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。

それでは、議案第7号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年2月26日提出、由布市長。

提案理由でございますが、厳しい財政状況に対応するためということにいたしております。

次のページをごらんください。由布市職員の給与に関する条例の一部改正の新旧対照表がそこに載っております。現行でございますけれども、13条の1号から3号までそれぞれ1キロ未満

という 1キロ未満については支給しないと、職員通勤手当を支給しないというようになっておりますけど 改正案でございます、これを片道2キロ未満は支給しないと 除くということでございますので、現行1キロメートル以上について通勤手当を支給いたしておりましたけども、これを1キロ上げまして2キロ以上について通勤手当を支給するという条例改正でございます。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第18、議案第8号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長です。

議案第8号由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年2月26日提出、由布市長。

提案理由でございますが、国家公務員の「休息时间」制度の廃止に準じ、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。新旧対照表でございますが、現行の第8条「休息时间」というものが現在定められております。任命権者は所定の勤務時間のうちに市長の定める基準に従い休息時間を置くものとするということが載っておりますけども、国家公務員の「休息时间」の廃止に伴いまして、これを私どもの条例を廃止するものでございます。

具体的には、休息時間は今お昼の12時から12時15分まで一応休息时间ということになっておりまして、その後15分から1時までは休憩時間というふうになっております。その15分の12時から12時15分までの休息時間を取っ払うということでございますので、4月1日からは12時15分まで勤務をするということで、15分を過ぎましたら休憩時間に入りましてお昼をいただくということになります。そのような改正でございます。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第19、議案第9号由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 議案第9号由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年2月26日提出、由布市長。

提案理由、厳しい財政状況に対応するため。

裏面をお願いいたします。新旧対照表で御説明申し上げますが、そこに由布市職員の特殊勤務手当に関する条例でございます、現行第2条の4号に消防職員の火災または救急業務での出勤手当 ちよつと条例がちよつと不備がございまして、この「出勤手当」は「出勤手当」が本来正しい姿でございます。条例の字句が間違っておりました、「出勤手当」でございます。この出勤手当につきましては、下の第5条にありますように消防職員の特勤手当につきましては月額3,000円を支給します。それとあわせて1回1日に出勤手当を300円をまた別途支給しますということが現行の条例になっております。で、そういう中で消防署の職員の職務として出勤するのは当然のことでございますので、その1日300円の出勤手当という第4号ですね、2条の第4号を削除するということでございます。その改正後につきましては月額3,000円の支給のみということで改正するものでございます。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第20、議案第10号由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 議案第10号由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年2月26日提出、由布市長。

提案理由でございますが、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うというものでございます。

次のページの新旧対照表をお開きください。第4条の1号、2号につきまして、改正案につきましては大幅に対象条文が繰り上がっております。これにつきましては先ほど言いましたように学校教育法の一部改正に伴いましてそれぞれの条文の中に30幾つの条文が追加されたということで順次繰り下がっております。そのための改正でございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成19年12月26日から適用いたします。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第21、議案第11号由布市国民健康保険条例の一部改正について詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。

議案第11号由布市国民健康保険条例の一部改正について次のように定めるということで、提案理由といたしましては、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年法律第83号の施行に伴い条例の整備を行うためと。

次のページでございますけども、新旧対照表現行改正案ということでございます。第2条の委

員の定数の改正でございます。で、退職者制度が廃止をされます。で、これに伴いまして、現行では退職者被保険者及び被扶養者数が1,500人以上で、かつ国保全体の数に占める割合が3%以上である市町村は委員を置くことができるという条文がございます。で、4月以降につきましては退職者医療制度が廃止になるということで、今現在で国保加入者が1万3,422人に対して20年度4月以降につきましては313人程度ということになります。そうしますと1,500人以下であるということで条件を満たしてない。それと3%以上であるかといいますと2.33%ですね、これも条件を満たしてないということで、よって、4月1日以降につきましては、この条文は必要ないということで削除。今後は退職者医療制度が経過措置で残るんですけども対象者がふえないということで削除ということにいたしました。

で、第4条につきましては、葬祭費、国民健康保険法で第58条では葬祭費を支給するというようになっておるんですけども、国の準則が漏れておりまして今回第2項を追加をいたします。この内容につきましては健康保険の被保険者が資格喪失後3カ月以内に死亡したときは喪失前の健康保険から給付を行うということでございます。で、第2項の最後の方には行わないということをおうたっております。

で、今回の平成20年度の予算につきましては1割程度の件数の予算の計上をいたしております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第22、議案第12号由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長です。

議案第12号由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について次のように定めるということでございます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）の施行に伴い条例の整備を行うということでございます。

次のページでございますけども、1枚、2枚 2枚目でございます。新旧対照表の現行と改正案ということで載せております。

で、第3項につきましては、19年度、20年度までの各年度に改めるということでございます。

第5項につきましては、新規の追加でございます。平成19年度適用した条文を移行するものでございます。内容につきましては介護保険条例の第4条第1項中の第4段階の基準が5万2,644円をもとに4段階と5段階の緩和措置を行う改正でございます。第1号につきまし

ては特例率が0.82でございます。第2号につきましても0.82を乗じて出しております。第3号につきましても0.91でございます。第4号につきましてもは政令の38条第1項第5号ということがございます。これは5段階目の6万5,805円を適用します。積算基礎につきましてもは基準額の5万2,644円を適用しますので、ここにつきましてもは1.00 据え置きということでございます。第5号につきましても1.00 据え置きでございます。第6号につきましてもは1.07でございます。第7号につきましてもは1.16を乗じております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第23、議案第13号由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第13号由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について、由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年2月26日提出、由布市長。

提案理由、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の整備を行う。

新旧対照表の方をごらんになっていただきたいと思います。まず、この条例の題名と第1条、それから第2条、第3条中の身体障害者の「害」をひらがなの「がい」に9カ所改めております。これにつきましては県の障害の表記に関する取り扱い要領の制定を受けまして由布市においても同様の取り扱いとしたためです。

次に、第2条第3項に、法律の改正によりまして7号として高齢者の医療の確保に関する法律を加えております。

次に、第2条第4項、第5条第3項につきましては、後期高齢者医療制度の創設及び医療保険各項に高齢介護合算制度が導入されたことに伴いまして所要の整備を行っております。

それから、一番下でございますけれども、精神病院を精神科病院というふうに改正しておりますけれども、これは2006年10月に精神保健福祉法が改正されました。改正がおくれて申しわけございませんけれども、今回「精神科」ということで改正をさせていただいております。

この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第24、議案第14号由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第14号由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、由布市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年2月26日提出、由布市長。

提案理由、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例の整備を行う。

ということで、新旧対照表をごらんになっていただきたいと思いますが、第2条第4項に高齢者医療の確保に関する法律ということで第7号を加えております。これは健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うものです。

以下につきましても後期高齢者医療制度の創設及び医療保険各項に高額介護合算制度が導入されたことに伴い所要の整備を行うものでございます。

附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第25、議案第15号由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第15号由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について、由布市寡婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年2月26日提出、由布市長。

提案理由、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例の整備を行う。

新旧対照表をごらんになっていただきたいと思いますが、今回の一部改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、後期高齢者医療制度の創設及び医療保険各項に高額介護合算制度が導入されたことによりまして所要の整備を行うものでございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第26、議案第16号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について詳細説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。

議案第16号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について、由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年2月26日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、大分県事務処理の特例に関する条例の改正のためということでございます。

裏面お願いいたします。由布市使用料・手数料条例の一部を改正する条例ということで、別表第6のように表を改めるということでございますが、次のページで新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

現行、優良宅地造成等認定申請手数料ということで、名称、金額ということでございますが、改正によりましてこの名称、区分、単位、金額というふうに分けております。それで、優良宅地造成認定申請手数料ということで、現行では8万6,000円となっておりますが、これを面積ごとに分割いたしまして、改正後は事業の名称といたしまして租税特別措置法関係事務、それで区分といたしまして宅地、造成宅地の面積、それが0.1ヘクタール未満から10ヘクタール以

上というふうに8項目に8分類されております。で、それぞれが面積ごとに金額が変わっております。それが1の優良宅地造成認定申請手数料でございます。

次に、優良住宅新築認定申請手数料ということでございますが、これが2の改正後は2優良宅地新築認定申請手数料と分けられております。これも同様に面積に応じて金額が変わってきております。

それから、3番目、現行では住宅用家屋証明申請手数料1,300円となっておりますが、これが改正後は3住宅用家屋証明申請手数料ということで、これについては変わっておりませんが、(発言する者あり)事務の名称として租税特別措置法施行令関係事務。で、区分が個人の新たな取得をした家屋ということで、単位は1軒、金額は1,300円でこれは変わっておりません。以上です。

附則として、この条例は平成20年4月1日から施行するという事になっております。

以上です。

議長(三重野精二君) 次に、日程第27、議案第17号由布市過疎地域自立促進計画の変更について詳細説明を求めます。総合政策課長。

総合政策課長(二宮 正男君) 総合政策課長です。

議案第17号由布市過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により変更するものでございます。

提案理由につきましては、由布市過疎地域自立促進計画の中にあります市町村道路の事業内容について計画の変更を行うものでございます。

それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。

その中で、現行の中で庄内駅中淵線道路改良というのが既に計画書の中にはありますが、この路線の工事についてはもう既に完了しております。そこで今回その路線につきまして新たな道路改良事業を行うために計画変更するものでございます。

で、変更後につきましては庄内駅中淵線道路改良につきまして新たに延長が200メートル、幅員が5メートルという部分を追加して変更するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

議長(三重野精二君) 次に、日程第28、議案第18号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組規約の変更について詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 議案第18号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成20年3月31日をもって大分県退職手当組合から竹田市を脱退させ、同組規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成20年2月

26日提出、由布市長。

提案理由、大分県退職手当組合から竹田市が脱退することに伴い同組合規約の変更が必要となったためということでございます。

次のページの規約の新旧対照表でございますが、別表の中で現行竹田市が入ってありましたものを改正案では削除いたしております。

附則、この規約は平成20年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（三重野精二君） ここで休憩をします。開会は3時5分です。

午後2時55分休憩

.....
午後3時06分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第29、議案第19号平成19年度由布市一般会計補正予算（第5号）について詳細説明を求めます。

なお、歳出の説明に当たっては、ページを追って関係する部分について、担当課より順次説明を願います。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 議案第19号平成19年度由布市一般会計補正予算（第5号）の説明をいたします。

今回の補正は、平成19年度の各種事業について事業費に見込みが見ついたことに伴う補正でございます。

歳入歳出予算の総額から4億2,887万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ154億7,409万9,000円と定めるものでございます。

次に、継続費の補正でございます。7ページをお開きください。

8款の土木費、2項道路橋梁費でございます。事業名は日出生台塚原線18年度国債事業でございます。国庫金の増額により19年度を追加いたしております。

次に、同じく道路橋梁費でございます。日出生台塚原線の19年度国債事業分でございます。20年度の年次割事業費が減額となったため減額しております。

次に、10款の教育費、5項学校給食費、事業名は給食センター建設事業費でございます。事業の施行計画変更により各年度の事業費の変更をいたしております。

次ページをお開きください。

次に、繰越明許費でございます。まず、3款の民生費の事業名は、地域介護福祉空間整備事業、国の補助決定がおくれたため、ユニットを改修するはずの事業でございましたが施工もおくれた

ため繰り越しとなりました。

次に、6款の農林水産業費で、事業名は用排水路整備事業、災害復旧事業の影響によりまして工事発注の遅延によるものでございます。

次に、8款土木費の事業名、市道向原別府線七蔵司工区の改良事業でございます。所有権移転の登記に伴う相続手続や抵当権抹消等に不測の日数を要したということで繰り越しとなりました。同じく土木費の事業名、市道小野屋櫟木線改良事業、これも所有権移転登記に伴う境界問題や相続手続に不測の日数を要したということでございます。同じく土木費で市道長湯庄内湯平線改良事業、これは本工事に使用する薬剤が低温で作業ができないことや低入札による追加工事が生じたためその対応に不測の日数を生じたということでございます。同じく土木費で市道湯ノ坪線改良事業、設計計画に際し地元調整や景観に配慮した設計等により不測の日数を生じたということでございます。同じく土木費の都市計画道路整備事業、整備検討事業、これは委託料でございます。庁舎内の作業部会の意見集約期間の不足や景観マスタープランとの調整を要するための日数不足ということで繰り越しとなりました。同じく土木費で都市計画費でございますが、景観条例制定調査事業、これも委託料でございます。景観マスタープランが年度をまたぐようになったのでこのたび委託料も同じように年度をまたぐような形となりましたので繰り越しでございます。

次に、災害復旧費でございます。事業名は、農業施設災害復旧事業、件数及び事業費の多大による予算執行の遅延ということでございます。

次に、土木施設災害復旧事業、災害査定が遅延したためでございます。

次に、同じく災害復旧で体育施設災害復旧事業は、積雪や降雨等による地盤の軟化により工期のおくれが生じたためということでございます。

以上で繰越明許を終わります。

次ページをお開きください。債務負担行為補正でございます。これにつきましては、3庁舎分の清掃、警備の委託でございます。3月中に契約等を行う関係で債務負担行為を起こしております。

10ページをお開きください。地方債補正でございます。今回、道路整備事業債、それから地域総合整備資金貸付事業債、合併特例事業債、文教施設整備事業債、合計で1億2,480万円の減額補正となっております。

14ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書で申し上げます。

まず、歳入でございます。1款の市税でございます。市税につきましては既調定済み額から見込みの収納率を掛けまして、市民税の個人分につきましてはマイナスとなっております。それから同じく固定資産につきましては既調定済み額から見込みの収納率95.5%を掛けまして、これにつきましては約5,000万円の増額となっております。

2 款の地方譲与税でございます。自動車重量譲与税、それから地方道路譲与税、国の動向等によりまして決算見込みを足しまして、完全ではございませんが流動的でございますが一応減額を行っております。

それから、3 款の利子割交付金から自動車取得税交付金までにつきましては一応予定交付見込み額が県より届いておりますのでそれにより増減を行っております。

1 6 ページをお開きください。1 3 款分担金及び負担金でございます。これにつきましては農林水産業費分担金で、耕地災害復旧事業の分担金を大きく減額しております。事業費を見込み過ぎたためでございます。

それから、1 4 款の使用量及び手数料につきましては、決算見込み額により増減を行っております。

1 5 款の国庫支出金でございます。1 8 ページをお開きください。増減と新規の分を申し上げます 増減の大きいものを。

まず、国庫補助金の中の民生費国庫補助金でございます。下から2 番目の地域介護福祉空間整備等交付金、これはトンネル事業でございます。1 1 月に第3 次募集をした結果増となりまして、事業としましては豊友館の夜間訪問介護対応型の事業ということでございます。ハード面、ソフト面両方ありますが今回は通信機器等のソフト面でございます。

その下の高齢者医療制度円滑導入事業補助金、これにつきましては高齢者の自己負担増の凍結措置に伴う補助金でございますして新規でございます。

5 目の土木国庫補助金につきましては、防衛民生安定化事業補助金、これは若杉線ほか1 線でございますして入札減によるものでございます。1 9 年度で終了となっております。障害防止事業補助金につきましては日出生台塚原線の同じく入札減によるものでございます。

2 0 ページをお開きください。県支出金でございます。4 目の農林水産業費県補助金の農林業補助金で、一番下の2 1 ページの一番上になります。農地・水・環境保全向上活動推進交付金、これは新規でございますして、農地・水・環境保全向上対策に対する交付金でございます。

それから、その下の林業費補助金でございます。森林整備地域活動支援事業交付金、これにつきましては対象面積の減少による減額でございます。

それから消防費補助金でございます。県災害被災者住宅再建支援事業補助金、これにつきましては災害被災者の申請者数が少なかったということで減額をしております。それから、災害復旧費県補助金につきましては、農林農業施設災害復旧事業費補助金、暫定で災害復旧費の見込み過ぎということで大きく減額となっております。

次に、3 項の県委託金でございます。総務費県委託金につきましては、県民税徴収交付金が大きく増額となっております。1 9 年度の途中より算出方法の変更といいますが、アップによる変

更でございます。それから、税源委譲等の絡みも含んで市町村県民税の交付金が増となっております。

それから、一番下の選挙費委託金につきましては、22ページでございます。在外選挙特別経費交付金、これは新規でございます、外国にいる人の登録手数料でございます。

それから、財産収入、17款の財産収入、23ページでございます。不動産売り払い収入の中の土地建物売り払い収入につきましては大きく増額となっております。水道敷き及び里道の法定外財産売り払い収入でございます。それと挟間向原、それから湯布院川西の駐在所跡地の売り払い収入となっております。

18款寄附金につきましては、一般寄附金が太鼓連合会、庄内子供太鼓、みらい信金向原支店から寄附がっております。特別寄附につきましては福祉関係と公民館の図書購入費の特別寄附がっております。

19款の繰入金につきましては、一番下の家畜導入事業資金供給事業基金ですか、これが新規となっております。

24ページの諸収入でございます。一番下の雑入の中で総務課の雑入でございます。後期高齢者広域連合派遣職員の下半期の人件費分とコピー使用料、人件費分につきましては350万円、コピー使用料につきましては7万円でございます。それから、総合政策課につきましては、由布コミュニティ事業の地域活性化センター事業不採択のための減額となっております。契約管理課につきましては、県より治山工事補償金の立木補償でございます。農業委員会につきましては、農業農村振興公社の委託事務費10万7,000円、それから農業者年金の事務費は減額の4万1,000円で、相殺して6万6,000円の増額となっております。防災危機管理につきましては、庄内、湯布院、入札減によります消防自動車自治区負担金の減でございます。

次に、25ページの22款市債でございます。まず、総務債でございます。総務債の合併特例事業債につきましては、挟間庁舎空調設備の入札減によるものでございます。それから、地域総合整備資金貸付事業債につきましては、ふるさと融資で特養 佐藤医院の建設費減によるものでございます。それから道路整備事業債の辺地対策事業債につきましては、向原別府線の七蔵司工区につきしては1,640万円の増額となっております。事業費増額により追加となっております。時松中央線につきましてはマイナスの300万円となりまして、相殺しまして1,340万円の増額となっております。過疎対策事業債につきましては、小野屋櫟木富線、宇南畑田線、それから室小野線それぞれ減額となっております。それから、一般補助施設等整備事業債につきましては、この起債は若杉線ほか1線に充当しておりましたが、交付税措置がないということで起債対象事業の精査を行った結果、他の路線の有利な起債を他の路線に打った関係で減額しております。それから、合併特例事業債につきましては、向原別府線北方工区、事業費がゼロになった

関係と湯ノ坪線ですか、繰り越し事業となったため、計1,670万円の減額をしております。

次ページをお開きください。災害復旧債で文教施設災害復旧事業債は湯布院スポーツセンターの復旧工事をごさいまして入札減によるものでございます。

歳入は以上でございます。

監査委員事務局長（議会事務局長兼務）（二ノ宮健治君） 27ページをお開きください。1目の議会費です。節で決算見込みを出して総額で35万5,000円の減額補正です。

以上です。

総務課長（秋吉 洋一君） 27ページの2款総務費1目の一般管理費でございます。不用見込み額を今回主に減額いたしてございまして、補正予算額は減額の54万円というふうになっております。

以上でございます。

総合政策課長（二宮 正男君） 続きまして、2款総務費の2目の文書広報費で今回の補正で152万円の減額補正をさせてもらっております。中の需用費等については市報等の入札減等でございます。

財政課長（米野 啓治君） 3目の財政管理費につきましては、今回、ことしの繰越金が多かったことで徴収しないということでゼロ円となっております。

会計管理者（大久保富隆君） 続きまして、会計管理費の説明をいたします。

口座振替手数料につきましても不用額の減でございます。負担金補助・交付金の県土地集約会議負担金ということで、これはもう会の方が徴収しなくてもいいということで、これ以降はもう負担金ゼロでございます。

以上でございます。

産業建設部長（篠田 安則君） 財産管理費でございます。

財産管理費につきましては、11節の需用費、燃料費につきましては、これは挟間庁舎の改修に伴う暖房とか、空調がきかなかつたためにそうした油代等も一部増加しております。それから、あとの減額につきましては、もう実績を見込みを上げて調整をいたしております。

それから、工事請負費でございますが、これは1,390万円の減になっておりますが、挟間庁舎の空調設備の入札減ということになっています。

それから、19節の負補交ですが、これは490万5,000円が新規ということになっておりますが、これは塚原の官行造林、それから川上の県行造林、それから治山工事の立木補償ということで、地元へ交付金として交付するものでございます。

以上です。

総合政策課長（二宮 正男君） 続きまして、総務費の企画費の説明をさせていただきます。

今回の補正では1,561万5,000円の減額でお願いしておりますが、その中で予算額の財源内訳といたしましては地方債の900万円の減、これにつきましてはふるさと融資、佐藤医院の老人ホームの建設の入札によるもの、それからその他の雑収入30万円の減額等がありますが、これにつきましては由布コミュニティ底力再生事業のために地域活性センターより助成をお願いしておりましたが、それが不採択になったための減額によりますそれぞれ節の減額のものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、7目 電子計算費でございますが、今回の補正は350万4,000円の減額の補正でございます。内容等につきましては、まず委託料、そういう業務委託等に伴うもの、それからリース代等に伴う減額、そういうもので合計の減額の補正をさせてもらっております。

以上です。

庄内振興局長（大久保眞一君） 庄内振興局長です。

地域振興費の御説明を申し上げます。工事請負費では市道長湯庄内湯平線の舗装工事の入札減であります。それから負補交であります庄内定住促進事業でございますが、該当者が受給資格がなくなったということで、一般世帯が2件、単身世帯が2件の減でございます。

以上です。

総務課長（秋吉 洋一君） 続きまして、10目の諸費でございます。今回自治委員さんの食糧費の減額と自治会活動の保険料を減額させていただいております。

以上でございます。

総務部長（小野 明生君） 31ページの11目交通安全対策費でございますが、減額補正と18節の備品購入費につきましては、挾間振興局の交通安全の広報車の看板設置費用でございます。

以上でございます。

続きまして、2項徴税费1目税務総務費につきましては財源更正、3目の徴收費につきましてはそれぞれ減額補正でございます。

次ページの32ページ、1目の戸籍住民基本台帳費、これにつきましても減額並びに増額の補正でございます。

以上でございます。

総務課長（秋吉 洋一君） 続きまして、4項選挙費の1目選挙管理委員会費でございます。これにつきましても決算見込み額等々で減額等させていただいております。

それから、5目、9目につきましても実績に伴う不用額分を減額させていただいております。

以上でございます。

総合政策課長（二宮 正男君） それから、34ページになります。5項の統計調査費、2目統計調査費ですが、これは指定統計費の委託金の額の決定によるものでございます。

監査委員事務局長（議会議務局長兼務）（二ノ宮健治君） 監査委員費ですが、法規の追録代の追加でございます。

健康福祉事務局長（今井 干城君） 3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費でございますけれども、19節の負補交で新規に県民生委員協議会負担金を計上しておりますけれども、これが改正によりますところの新入民生委員さんに対する県負担金38名分でございます。

次に、2目の高齢者福祉費、13節の委託料につきましては、利用者の増加が見込まれることによるもので増額をしております。

次のページをお願いしたいと思いますが、障害者福祉費、まず、13節の委託料につきましては、知的障害者のデイサービスの利用が伸びなかったこと、また、19節の負補交につきましては障害者自立支援法が10月からスタートしたことによりまして緊急措置としての各事業の基準額が下がったことによる減額でございます。20節の扶助費につきましては実績の見込みによる減額でございます。

それから、次のページでございますけれども、上から2番目の旧知的障害者施設支援費につきましては、小松寮、久保更生園、緑の家等の利用者が増加したことによるものでございます。

それから、4目の国民健康保険事務費、5目の老人保健事務費、6目の介護保険事務費につきましては、それぞれの特別会計において説明をさせていただきます。

次に、37ページの2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますけれども、18節備品購入費で軽自動車の購入を予定しております。これは市内の津久美様の子育て支援のための寄附金がありましたけれども、この趣旨を生かすためのものでございます。それから、20節の扶助費につきましては実績の見込みによりますところの減額でございます。

次のページをお願いします。2目児童措置費でございます。13節の委託料につきましては、当該施設の入所基準、これは当初20名から35名の基準で予定しておりましたけれども、入所者が少なくなりまして10名から19名の基準になったことによりまして減額でございます。

それから、3目の母子福祉費、19節の負補交でございますけれども、このうちの支援事業につきましては利用者がなかったこと。それから母子寮につきましては、1家族の方が対象でありましたけれども、実家のあるほかの町へ転出したことによりまして減額ということになっております。

それから、3項生活保護費、1目の生活保護総務費、それから2目の扶助費につきましては、決算見込みをして調整したものでございます。

それから、4項老人福祉施設費、1目老人福祉事務費、それから次のページの2目老人ホーム

生活費につきましても経常的な経費を含めまして見直した結果、実績見込みによるものでございます。

次に、5項知的障害者福祉施設費、1目の小松寮事務費でございますけれども、15節に工事請負費を計上しておりますけれども、これは衛生上の観点から厨房の和式トイレを洋式に変えるものでございます。工期としましては4日間程度を見込んでおります。また、18節の備品購入費につきましては施設として必要な加湿器あるいはバリカン、テレビ、シューズボックス、DVD等を購入するものでございます。

2目の小松寮生活費、それから3目の小松寮生活改善費につきましては、決算を見込んだところのものの調整でございます。

それから、次に42ページの衛生費、1項保険衛生費1目保健衛生総務費でございますけれども、事業等の実績見込みによりまして補正計上しておりますけれども、その中で13節の委託料につきましては集団検診受診者が減ったことです。その減った部分が個別検診の受診者、個別検診の方に移ったために経費がふえたということで増額をさせていただいております。

それから、4目の予防費につきましては、13節に95万円の予防接種上げておりますけれども、昨年に比べまして約500名の増加が見込まれるということで増額をお願いしております。環境課長（平野 直人君）環境衛生総務費でございますが、減額の145万7,000円をしているわけでございます。それぞれ実績に基づいて減額をしたものでございます。19節の負補交の中に施設整備事業補助金とございますが、これは上渚水道の施設を清算をして減額したものでございます。

次に清掃費でございます。清掃総務費の中の784万2,000円でございますけれども、これは環境衛生組合の精算に基づく減額でございます。それから委託料の300万円でございますが、これは当初、湯布院地域がリサイクルセンターに資源ごみを持ち込まれないかもしれないということで予算を上げておりましたんですけれども実質リサイクルセンターの方に持ち込んでおります。トン7万で43トン分の減量ということになるわけでございます。

次のページをお開きください。44ページですがし尿処理費でございます。これは、第一ゆふ浄苑の電気を高圧でありましたんですけれども、これを低圧に切りかえたために減額するものでございます。

以上です。

水道課長（目野 直文君）3項上水費でございますが、簡易水道特別会計の25万円は工事請負費の入札減によりまして250万円の繰り出し基準に伴います10分の1でございます。

上水道の特別会計の143万5,000円といいますのは、消火栓の修理と新設の増額分でございます。

産業建設部長（篠田 安則君） 6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費でございますが、これにつきましては旅費並びに需用費等の精算見込みということで調整をさせていただいております。

それから、2目農業総務費につきましては、これはもうコピー使用料23万2,000円の減ということで、これも精算の見込みで計上させていただいております。23万2,000円の減ということでございます。

それから、3目農業振興費につきましては394万1,000円の減となっておりますが、生産団体への補助ということで、これも実績に基づいて調整をさせていただいております。

4目畜産業費につきましては、278万1,000円の減ということになっております。19節の負補交につきまして競争力強化農業生産総合対策補助金、これは149万1,000円の減となっておりますが、これも生産団体等の実績、面積等の実績等、そういうことで減額ということで調整しております。繰り出し……。

5目の農地費でございますが、これの13節の委託料、それから17節の公有財産購入費、これにつきましては用排水路等の工事における土地購入が心配されておりましたが、現時点で購入の必要はないということで不用額ということで減額いたしております。したがって、委託料の土地の分筆等も発生しないということでございます。そのほかにつきましては対象面積等の農地・水・環境保全向上対策負担金等につきましても実績に基づく減額ということでございます。

次に、6款農林水産業費の2項林業費、2目林業振興費については、これも負補交でございます。1,059万2,000円の減ということになっておりますが、森林整備活動支援事業交付金ということでございますが、これも対象面積等の事業実績に基づく減ということでございます。林道事業費の、これにつきましてはもう6,000円の増ということでございますが、これも精算見込みによる調整ということでございます。

以上です。

環境商工観光部長（佐藤 純史君） 商工費の商工振興費でございますが、136万9,000円の補正をお願いしております。これにつきましては中小企業者の利子補給補助金でございます。継続分が25件、新規分が12件ということで、実績に基づきまして今回136万9,000円をお願いするわけでございます。

以上です。

建設課長（荻 孝良君） 続きまして、8款土木費の1項土木管理費でございますが、土木総務費について補正額186万円の内訳を申し上げますと、主なものといたしまして19節の負補交について急傾斜地崩壊対策事業負担金、これは県に納める負担金でございますが、挟間の北方の宮田地区の急傾斜地の工事が255万円の増というものが主な要因でございます。

次ページの48ページをお願いいたします。道路橋梁費で2目道路新設改良費で減額の1億633万9,000円となっております。それでこれの主なものを内訳を申し上げますと、13節の委託料について963万6,000円、それぞれ設計委託、不動産鑑定、地質調査等の入札減に伴うものでございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。49ページで工事請負費といたしまして7,722万1,000円の減額を生じております。主な内訳といたしましては、室小野線、宇南畑田線が事業費、事業量の減によるものでございます。それから、富線、若杉線ほか1が入札減によるもので、それぞれトータルといたしまして7,722万1,000円の減額と相なっております。

続きまして、17節の公有財産購入費について減額の1,940万9,000円、主なものといたしましては向原別府線北方工区の2,800万円の減額、それから七蔵司工区の用地費といたしまして859万1,000円の増額、それぞれ差し引きいたしまして減額の1,940万9,000円と相なっております。19節の負補交につきまして134万3,000円の減額を見っておりますが、これは県道改良事業に伴います市の負担金で入札減に伴います市の負担が減額になったということでございます。それから22節の補償・補てんについては、七蔵司工区の立木補償がふえまして215万8,000円の増額ということに相なっております。

それから、土木費の河川費については、財源の更正によるものでございます。

次ページをお願いいたします。50ページの都市計画費については、それぞれ事業の終了見込みによる調整でございます。

以上です。

消防長（二宮 幸人君） 9款消防費1目常備消防費の減額につきましては、湯布院庁舎の屋上防水工事の減額でございます。

以上でございます。

総務部長（小野 明生君） 2目の非常備消防費でございますが、これにつきましてはそれぞれ減額補正でございます。

3目の消防施設費でございますが、備品購入費の減額147万2,000円につきましては消防積載車購入に伴う地元負担金の減額ということでございます。

それから、4目の災害対策費につきましては、19節負担金・補助及び交付金の節でございますが、災害被災者住宅再建支援事業費の補助金1,140万6,000円の減額、これは当初9月補正で1,730万円補正計上いたしております。これは県が2分の1、市が2分の1で、81世帯の該当者に対しまして申込者が28世帯ということで非常に少なかったものですから今回減額をいたしております。

以上です。

教育次長（後藤 哲三君） 10款教育費1目の教育委員会費、これにつきましては不用見込み額の調整であります。51ページです。

続きまして、52ページ、2目事務局費、これにつきましては115万3,000円の減額であります。11需用費、印刷製本費64万6,000円の増額であります。これにつきましては20年度の教育方針のパンフレット等の印刷代であります。

それと、53ページの13の委託料、これに引越し業務と、35万円新規ということで、これは石城西部小学校の廃校に伴う移転の費用であります。小学校費につきましては学校管理費、これにつきましても不用額の見込みのついた減額であります。

続きまして、54ページも増額、燃料費と消耗品の調整であります。

続きまして、55ページの教育振興費5万4,000円と、これにつきましても見込みの調整であります。

続きまして、56ページ、中学校費、学校管理費につきましては144万7,000円の減額ですが、燃料費と印刷製本費は3万円と2万円の増額に相なっております。

続きまして、57ページ、教育振興費、中学校費は49万円の減額でありますけども、18の備品購入費、これにつきましては挟間中学校の特別寄附によりまして挟間ライオンズクラブの寄附によりましてプラスバンドの楽器の購入と、50万円ということが増額しております。

次に、教育費の幼稚園費につきましては268万7,000円の減額調整であります。燃料費と光熱費が増額に相なっております。

続きまして、58ページ、学校給食費1万8,000円の増額であります。これは、設計業者選定のプロポーザルの方式をとります、その選定委員の費用弁償であります。大学教授1名、それと他の委員さん2名と計3名の費用弁償であります。

次に、59ページ、社会教育総務費の320万5,000円の減額となっております。社会教育委員の報酬と社会保険料が若干増額になっております。

次に、60ページの19の負補交の中で青少年健全育成市民会議補助金30万円、これは先ほど申しましたように挟間ライオンズクラブの特別寄附によりまして挟間地域の青少年健全育成市民会議に補助してくれという特別寄附であります。

続きまして、公民館費254万2,000円の減額であります。燃料費が21万円増額になっております。

続きまして、61ページ、図書館費が1万1,000円の増額であります。これは謝金、講座等の謝金がふえたということで、それと印刷製本費7万9,000円です。それと図書費が1万1,000円と。

4目の文化財保護費につきましては2,000円の増額と、光熱水費が2万6,000円増額、あとは光熱水費が調整をしております。

続きまして、保健体育総務費は288万1,000円の減額であります。これは主なものとして先ほど市長の提案説明にありましたように負補交の中でSPAマラソンの中止により100万円の減額が大きなものであります。体育施設につきましては、やはりこれも減額調整であります。続きまして、B&Gのプール費につきましても102万円の減額ということで、以上が教育であります。

産業建設部長（篠田 安則君） 続きまして、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費でございます。1目農業用施設災害復旧費でございますが、大変大きな減額ということで申しわけないんですが、1億9,794万8,000円の減額となっております。歳入の方で財政課長が申しあげましたように災害時における件数の調査、それから報告する中で概算、被害額等を拾う中で早期工事着工というようなことも考えておりまして設計 見積もりが過大であったと。それから被害件数に対して耕地災害につきましては本所有者の申請ということで、これは負担が伴うものですから一方的に市の方が事業を申請するというわけにいきません。個人の申請ということで事業を実施していきます。それと災害査定の中で工法変更等を査定官から指示されて工法が変わってくるというようなことでまた事業費が変動してきたということと、入札にかけて入札減というようなことで、事業費、工事請負費といたしましては1億9,235万円の減額となっております。また、それから19節の負補交につきましては、これは市の単独の災害、40万円以下、災害にかからない小災害といいますが、個人で、これは個人に対する補助ということで、これも350万円 500万円ですか500万円上げておりましたが150万円の減額となっております。全体といたしまして1億9,794万8,000円の減額ということでございます。

以上です。

建設課長（荻 孝良君） 続きまして64ページをお願いいたします。公共土木災害復旧費でございますが、これの増額の362万5,000円について、平成17年の災害時に湯平の平原橋が流出いたしました、その架けかえということについて協定の中で県に18、19というのを事業を委託しておりまして、その精算に伴う増額362万5,000円でございます。

以上です。

教育次長（後藤 哲三君） すいません。文教施設につきましては、風倒木の減額と工事の入札残であります。

以上であります。

財政課長（米野 啓治君） 12款の公債費につきましては、利子の減額でございます。繰り越し事業が多かったということで借り入れが少なく利子分が減額になった次第でございます。

総合政策課長（二宮 正男君） 13 款の諸支出金でございますが、土地開発公社が借入れをしております利子について支払う分の増額でございます。

財政課長（米野 啓治君） 2 項の基金費につきましては、決算見込みによります利子積立金でございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 休憩をします。4 時 10 分まで。

午後 4 時 00 分休憩

午後 4 時 10 分再開

議長（三重野精二君） それでは、再開をいたします。

説明者に申し上げますが、要点のみを簡潔に説明をしてください。

次に、日程第 30、議案第 20 号平成 19 年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。

議案第 20 号平成 19 年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明をしたいと思います。

総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,874 万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2 億 9,923 万円と定めるものでございます。

歳入歳出でございますけれども、今回につきましては最終的な調整、確定に伴う最終的な調整を行いました。で、財源の補足を若干したいと思います。非常に今回わかりづらいと思います。

で、歳入の 9 款と歳出の 5 款についての財源内訳、歳入 9 款を 5 款に財源内訳をするという行為なんですけれども、平成 18 年度につきましては歳入の財源を行う、歳出で財源調整を行うと特定財源のその他の項に充当されると。で、今までは歳出で調整を行っておったということですので、特定財源のその他の項、予備費のその他の項に上がっておったと、今回それがわかりましたのでこれは非常にまずいということで、歳出じゃなくして歳入の側から財源調整を今回行ってみました。これは電算上の処理の問題がございますので、歳入から当たりますと歳出の 5 款のところを皆さんに見てもらいたいと思います。特定財源のところに表示が出てきません。これは歳入で当たりますと歳入の中で一般財源化してしまいます。で、その一般財源化したものを予備費の中の一般財源の中に充当するという作業になりますのでこの表示的には出てこない、表には出てこないということでございます。

ちなみに歳入の 9 款の 2,789 万 7,000 円、これを 5 款のところどこで説明するかと、これは説明のしようがありませんけれども、ここのその他の 3 万 1,000 円の一部が 2 万

7,866円が一般財源化されまして予備費の方に行くという作業でございます。

議長（三重野精二君） 委員会で説明して。委員会で。（発言する者あり）

保険課長（飯倉 敏雄君） ページ数が、わかりませんか。

議長（三重野精二君） ページ数やら言わんにゃわからん。

保険課長（飯倉 敏雄君） 歳出の9ページ、歳出の9ページの5款の特定財源の内訳でございます。で、歳入の7ページ、9款共同事業交付金、これの1目、2目が2,789万7,000円と118万7,000円と、これが歳出の5款の共同事業拠出金の中の特定財源の中に自然的にいけばここに入ってくる。その他の中に入んですけども、そうしますとここから特定財源じゃなくして一般財源の予備費の中に入れたいという作業でございます。それを行うためには今まで作業を行って歳出の側から処理をしておったんですけども、それであれば普通どおり歳出の中の財源内訳としては予備費のその他の中に入っていくと。だから予備費でその他の中の特定財源が入ればこれはおかしい処理の仕方ですので予備費であれば一般財源の中に入らないといけないと。入るようになるためにはここで言う、歳出の9ページで言う5款の中で表示されないと、されなくて予備費の中に自然に飛んでいくということになります。（発言する者あり）そうしますと、そうしますと予備費の中でその他特定財源の中に入っていくと。（発言する者あり）いや、それは電算上の処理でございますので、そこはそういうふうにはいかないということでございます。（発言する者あり）

ということで、以上でございます。

議長（三重野精二君） 質問はまたにしてください。

次に、日程第31、議案第21号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。

議案第21号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を行いたいと思います。

総額で5,919万1,000円を減額をいたしまして、総額を歳入歳出それぞれ29億9,844万3,000円と定めるものでございます。

歳入歳出が今回は処理の仕方が同じでございますので同時進行で説明をしたいと思います。1月決定に基づきまして負担調整、負担割合を乗じまして今回最終的な調整を行いました。

ということで、以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第32、議案第22号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

議案第22号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして説明をいたします。

今回の補正につきましては、ほとんどが決算見込みによります調整でございますが、5ページをお願いいたします。

5ページの2款の使用料でございますが、510万4,000円といたしますのは、どちらにしても実績に伴います増額でございますが、当初予算がちょっと下回り過ぎたのかなということでございます。で、一般会計繰入金25万円の減ということでございます。

7ページをお願いします。7ページの歳出でございますが、工事請負費の250万円というのは工事費の減なんです。これは入札減によりますものでございます。で、この10分の1が繰り入れ基準に伴いまして25万円が一般会計からの繰り入れの減をお願いするということでございまして、最初に戻りまして歳入歳出それぞれ336万8,000円を減額し、それぞれ2億3,809万5,000円と定めるということでございます。

議長(三重野精二君) 次に、日程第33、議案第23号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について詳細説明を求めます。環境課長。

環境課長(平野直人君) 議案第23号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について詳細説明を行います。

まず、5ページをお開きください。それぞれ加入負担金、雑入等の増額により基金繰入金を減額をしたものでございます。増額につきましてはそれぞれ御一読いただきたいと思います。

次に7ページをお開きください。まず歳入で申し上げましたように加入金負担金、諸収入等が増になりまして財源の更正をいたしました。財産収入である利子15万1,000円を増額しまして、積立金として積み立てるものでございます。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 次に、日程第34、議案第24号平成19年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について詳細説明を求めます。建設課長。

建設課長(荻孝良君) 建設課長でございます。

議案第24号について詳細説明を行います。平成19年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,720万8,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。5ページの財産収入といたしまして預金利子が2万円、次ページの6ページをお願いいたします。その預金利子について2万円を歳出といたしまして公共下水道基金として積み立てるものでございます。

以上です。

議長（三重野精二君） 次に、日程第35、議案第25号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。健康温泉館長。

健康温泉館長（佐藤 和利君） 健康温泉館長です。

議案第25号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）をお願いいたします。

ページ、歳出の6ページをお願いいたします。健康温泉館の管理費は一般管理費と施設管理費に掲げております。それぞれ決算見込みをいたしまして一般管理費では295万9,000円の減額、それから施設管理費におきましては5万3,000円の増額、施設管理費におきまして修繕費38万円の増額ですが、これは身障者用のトイレを改修工事をいたしたいと思います。それから、あと、予備費でございますが57万4,000円の減額をいたしました。

それから、ページを戻っていただきまして5ページをお願いしたいと思います。歳入の売り上げ収入、使用料、諸収入を決算見込みをいたしまして合計で温泉館収入として減額の402万円でございます。それから一般会計からの繰入金54万円を増額をお願いしております。合計、歳入歳出それぞれ348万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億3,317万3,000円と定めるものでございます。

以上です。

議長（三重野精二君） 次に、日程第36、議案第26号平成19年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

議案第26号由布市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして説明をいたします。

5ページをお願いいたします。上水も決算に伴いまして調整するものが主なものでございますが、営業収益では一般管理費負担金の申込者の減によります減額ということでございます。で、営業外収益の他会計補助金では不良消火栓の修理数がふえたということで138万2,000円の増額ということでございます。

6ページでございますが、収益的支出でございますが、原水及び上水費の委託料でございますが、活性炭入れかえ時期を4月ないし5月にしたいということで繰り延べしました、その分の500万円の減額ということでございます。

で、5目の減価償却費の有形固定資産減価償却費でございますが、この109万9,000円につきましては、平成18年度末に建設仮勘定より有形固定資産に振りかえたんですが、その当時、減価償却分を当初予算に見ておりませんでしたのでその追加ということでございます。

で、7ページでございますが、資本的収支になりますが、収入では消火栓の5万3,000円の受託金の追加ということでございます。

支出でございますが、上水道施設費の28節の請負工事費でございますが、今、挾間浄水場では汚泥の減量化に伴います施設でございますが、仮施設がタンク等いろいろ置いておりますが、その施設の規模がわかりませんでしたので、今年度はちょっとトラフを取りかえるのに近づくことができないということで20年度に取りかえるということでございまして、その分を1,150万円を減額したいということでございます。

で、1ページでございますが、水道事業収益では114万9,000円をそれぞれ増減し、5億5,097万3,000円とするということで、2ページでございますが資本的収支でございますが不足する額2億2,569万1,000円を今回不足する額2億1,376万5,000円に過年度分損益勘定留保資金1億2,569万1,000円を過年度分損益勘定留保資金1億1,376万5,000円に改めたいということでございます。

で、今回、第4条でございますが、債務負担行為でございますが、これは浄水場の汚泥処理業務委託料でございますが、3月で入札し4月以降の執行となりますので債務負担行為を掲げました。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 次に、日程第37、議案第27号平成20年度由布市一般会計予算（第5号）について詳細説明を求めます。

なお、歳出の説明に当たっては、ページを追って関係する部分について、担当課より順次説明を願います。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 議案第27号平成20年度由布市一般会計予算（第5号）の説明をいたします。

今回の当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ146億9,484万2,000円と定めるものでございます。前年度の予算と比較しまして4.6%の伸びとなっております。額にして6億5,184万2,000円でございます。

税務課長（野中 正則君） 税務課長でございます。

15ページをお開きください。15ページ、16ページ、歳入の1款1項から7項の入湯税までが税務課の担当でございますので、私の方で説明をいたします。その後は財政課長ということになっております。

まず、1款の市税の1項の市民税ですが、1目の個人分につきましては、給与の伸びが余り見られないのではないかということからマイナスの1.6%減であります。で、もう一つは三位一体改革で所得税と住民税の比率が変わりました。で、住宅控除の人が所得税で控除ができなかった分を住民税、市町村県民税で控除しなさいということになってます。その分が約1,350万円ぐらい見込まれるだろうということで、当初では減年度分は12億8,888万4,000円と。

で、滞納繰越につきましては収納課の方が頑張っております。昨年までは当初で500万円上げておりましたが、ことは1,000万円上げさせていただいております。それから、法人分につきましては、これも見込みがなかなか見込めません。で、決算見込みの方からはじいて算出をいたしました結果、約10.3%減ということであります。で、本年度は1億8,652万2,000円を計上させていただいております。

次の2項の固定資産税ですが、固定資産税の現年度分につきましては約2.7%、5,341万5,000円ほど伸びております。この要因は、まず第1点が昨年農地の見直しを3町、湯布院、庄内、挾間3町全部行いました。農地の見直しといいますと介在農地、要するに農地法第5条もしくは4条で宅地の許可を受けた分については宅地並みの課税をしたと。ただし、宅地並みの課税をするんですが、家が建つまでは60%、宅地並みの60%の課税をしております。筆数でいくと約6,248筆の筆数がその該当でかなりの税金が上がっております。

それから、2点目が増築と新築、これが約269軒、新築が219軒、増築が50軒ということで、現年度分は2億2,155万6,000円というふうに計上しております。滞納繰り越し分につきましてもやはり昨年までは1,500万円計上しておったんですが、収納課が結構頑張っております。で、2,000万円を計上いたしております。国有財産等所在地交付金及び納付金につきましては、これはどうしても減価償却の関係がございますので約2.1%減で、3,547万4,000円ということで相なっております。

で、3項の軽自動車につきまして、やはり軽自動車が少し伸びております。0.4%ぐらい伸びまして7,357万1,000円をお願いをいたしております。

たばこ税につきましては、決算からいくと増収するのではないかという見込みがございまして、2億813万7,000円を計上させていただいております。

次のページをお開きください。16ページですが、あと、後段で特別土地保有税については頭出しをしております。入湯税につきましても決算見込みが大体こう見てみますとちょっと伸びてきてるんです。でありますのでプラス9.1%増で1億2,146万5,000円ということでございます。で、市税につきましてはトータルで39億6,561万3,000円、歳入総額に占める割合は26.9%でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

財政課長（米野 啓治君） 10ページにお戻りください。第2表債務負担行為でございます。由布市特別小口融資損失補償でございまして、中小企業が借り入れしているその債務負担の損失補償でございます。

それから、次、次ページにつきましては地方債でございます。合計額で13億2,608万7,000円の借り入れを予定しております。

16ページをお開きください。2款の地方譲与税でございます。地財計画ではマイナスの0.9%のマイナスとなっておりますが、国の動向等が非常にわかりにくく流動的でありまして、いただいた資料等を参考に実績見込みを計上いたしております。

それから、18ページの特例交付金までにつきましては、すべて参考資料に基づき本年度予算額を計上いたしております。

次に、11款の地方交付税でございます。これにつきましては、まず普通交付税は地財計画では前年度対比が若干の伸びとなっております。また、理由といたしましては交付税特会への19年度償還分を22年度以降に繰り延べたことと地方再生対策費の創設があり財政需用額に算入されるということございまして、一応前年度対比で0.2%の伸びを計上しております。特別交付税につきましては前年度並みでございます。

それから、12款の交通安全対策特別交付金につきましては、前年度の決算見込み額の9割を見込んでおります。

それから、12款の分担金及び負担金につきましては、各事業費の決算見込みの比率割合で計上いたしております。

20ページをお開きください。分担・負担金の中の農林水産業費負担金でございまして、草地林地一体的利用総合整備事業負担金、前年度に比べまして大きく減額となっておりますが、20年度でこれが終了 この事業が終了する関係で大きく減額されております。

それから、14款の使用料及び手数料でございます。19年度の実績見込みにより増減を行っております。

それから、21ページの国庫支出金でございます。それぞれの事業費の補助率等に応じて計上しておりますが、新規的なもの、それから大きく増額されたものを申し上げます。

22ページをお開きください。民生費国庫負担金でございまして、障がい者福祉費負担金で障がい者医療費負担金がございます。これは新規でございます。自立支援医療費負担金に充当されております。国が2分の1補助、県が4分の1、市費が4分の1となっております。

次に、国庫補助金でございます。総務費国庫補助金につきましては、特定防衛施設周辺整備事業補助金、ここにはSACO分も入るんですが、本来なら毎年約6,000万円程度の補助金が計上されておりますが、今回は事業や演習との絡みで減となっております。

2節の総務費補助金、これにつきましては合併対策事業補助金でございまして、議員さんのお手元に資料を配付しておりますので、合併対策補助金と交付金につきましては資料でお目通しを願いたいと思います。

それから、民生費国庫補助金につきましては児童福祉費補助金で、児童更生施設等整備費補助金、これが新規でございます。谷児童クラブの建設補助3分の1でございます。県費も3分の

1 ございます。

それから、23ページをごらんください。土木費国庫補助金でございます。公営住宅補助金で住宅耐震診断補助金、住宅耐震改修補助金、この分が新規でございます。国が3分の1、県費もございまして、県が6分の1、市費が6分の1となっております。

それから、都市計画補助金、街並みデザイン推進事業補助金でございます。3分の1補助でございまして、まちづくり協議会が発注する協議会活動に係るコンサルタントの委託料補助でございます。それから、教育費国庫補助金につきましては、公立学校施設整備事業補助金が抜けております。これが新規でございます。給食センター建設補助金でございます。

それから、16款の県支出金でございます。民生費県負担金は先ほど言いました障がい者医療費負担金、これが新規でございます。

それから、24ページをお開きください。5節で後期高齢者医療保険基盤安定県負担金でございます。これが新規でございます。後期高齢者医療保険基盤安定事業の県負担金となっております。

県補助金でございます。1目の総務費県補助金につきましては、合併対策事業交付金を上げております。資料を添付しております。コミュニティ交通支援事業費補助金、これにつきましては新規でバス運行業務の補助金でございます。それから、ずっとあとはそれぞれの事業を毎年同じ補助金関係が入っております。

25ページをお開きください。農林水産業費県補助金でございます。農業費補助金の中のブランドをはぐくむ園芸産地整備事業補助金、農業振興費のイチゴ、トマトハウス、ナシの補強棚等の補助金でございます。補助に充当するものでございます。

それから、一番下の林業費補助金につきましては、26ページをお開きください。シイタケ原木供給システム構築事業補助金、それから、県低コスト簡易作業路緊急整備事業補助金、これが新規でございます。シイタケ農家へのコマ打ち助成や林研グループへの重機購入補助でございます。それから、1つ飛んだその下の農免林道整備事業補助金、これも新規でございます。林道大分中部線舗装事業に伴う補助金でございまして、ここに充当しております。土木補助金は先ほど言いました診断補助金でございます。

それから、6目の消防費補助金、ハザードマップ作成支援事業補助金、これが新規でございます。災害を未然防止するための浸水想定地図等の作成するものでございます。

それから、16款の3項県委託金でございます。総務費委託金で一番下の権限移譲事務準備委託金、これが新規でございます。20年度のみで新たに7つの権限移譲がふえました、そのための準備金でございます。

それから、27ページをお開きください。教育費県委託金でございまして、地域教育推進事業

委託金、20年度より4カ年100%の補助を受けまして学校と地域との連携体制を構築する委託金でございます。

それから、一番下の国体競技施設整備事業委託金、国体のアーチェリー会場の施設整備をする県からの委託金でございます。

それから、27ページの財産収入につきましては、財産貸付収入は駐車場、特産品、これが新規でございます、駐車場は職員の駐車場収入、それから特産品につきましてはかぐらちゃの貸し付け 販売所貸付料でございます。あとはそれぞれ前年度に従って計上いたしております。

28ページです。繰入金につきましては、昨年とほぼ財政調整基金を繰り入れております。繰越金につきましては昨年と同額の繰り入れをしております、財源として見込んでおります。

30ページをお開きください。21款諸収入の雑入でございますが、これにつきましては明細については決算時に一応それぞれの明細を添付したいと思っております。

それから、22款の市債につきましては、今年度から議員さんのお手元にまた補足資料といたしましてそれぞれの事業ごとと起債の借入額を記載した資料をお渡ししております。

以上で説明を終わります。

議長（三重野精二君） お諮りをします。会議規則第9条の規定により会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事日程の進行上、同条第2項の規定により、あらかじめ会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

監査委員事務局長（議会事務局長兼務）（二ノ宮健治君） 歳出に移らせていただきます。

32ページをお開きください。1目の議会費です。この目では議員26名、職員6名分の経常経費のみを計上しております。前年度比較で901万5,000円増額になっているんですが、19年度当初につきましては職員5名分、20年度につきましては産休代替者の復帰ということで、予算上では6名の予算計上になっております。そのための給料、職員手当、共済費の増額でございます。他はほぼ昨年どおりの計上になっております。

以上です。

総務課長（秋吉 洋一君） 続きまして、33ページをお願いいたします。総務管理費の中の一般管理費でございます。人件費につきましては職員の27名分を計上してございます。

それから、計上経費の説明は極力省略させていただきます。

11節の消耗品費でございますが、これにつきましてはコピー用紙、封筒等々の経費でござい

ます。

続きまして、34ページをお願いいたします。13節の上から2番目でございます。行政手続システム、これにつきましては新規事業でございます。これにつきましては行政手続法を円滑に進めるためにシステムの開発を推進しようとするものでございます。新規事業でございます。

19節につきましては、昨年と同様の項目が上がっておりますが、上から3番目の県職員派遣 県職員の人件費につきましては都市景観室長の人件費でございます。

一般管理費の総額で前年度と比較いたしますと、2億2,523万2,000円の減額を見ておりますけれども、主な要因といたしましては職員の人件費の減に伴うものでございます。

以上でございます。

総合政策課長（二宮 正男君） 2目の文書広報費でございますが、この目につきましては、広報業務に伴うものでございます。主に市報の印刷代等でございます。18節の備品購入費につきましては取材用のカメラをここは新規で買わせていただきたいと思っております。

以上です。

財政課長（米野 啓治君） 3目の財政管理費でございます。すべて経常経費でございまして、委託料の財務諸表作成支援業務が新規でございます。

会計管理者（大久保富隆君） 続きまして、4目の会計管理費の説明をいたします。

主なものといたしましては、賃金の臨時職員、これは産休代替によります臨時職員1名分でございます。この分が昨年よりふえております。以下につきましては収納事務に必要な経常経費でございます。

以上でございます。

産業建設部長（篠田 安則君） 次に、5目財産管理費でございますが、この目につきましては、契約管理課が管理しております市役所の挟間・庄内・湯布院の3庁舎並びに普通財産、それから公有林等の管理等の管理経費、それと庄内振興局が管理しておりますふるさとふれあい交流施設ほのぼの工芸館、それから湯布院振興局の管理しております市営駐車場の管理経費等が含まれております。

それで、7目7節の賃金でございますが、これは庄内のほのぼの工芸館の臨時職員の人件費でございます。

それから、需用費につきましては、昨年度実績を見込んで計上いたしておりますが、光熱費については前年19年度から見ますと697万8,000円の減となっております。それから、修繕費につきましては、3庁舎の修繕並びに公用車の車検時における修繕等を計上いたしております。

次に、36ページをお願いいたします。12節の役務費ですが、これにつきましては前年から

見ますとまた144万円の減となっておりますが、割引適用ということで減額となっております。それから保険料につきましては森林共済掛金が5年更新となっております。その関係上20年度は件数の減となっております。

次に、13節でございますが、13節委託料ですが、これはもう庁舎の施設清掃や浄化槽清掃、それから消火設備、電気設備等々の委託業務の経常経費でございます。この中で委託費の中では資産評価支援事業で計上いたしております。財務書類4表の作成のための経費でございます。それから、電気空調設備の保守点検でございますが、昨年末に挟間庁舎の空調設備を改修いたしております、その関係で最初の1年間は保守が発生しないということで減となっております。警備保障につきましては、現在、湯布院庁舎においては警備会社が警備をいたしております。20年度からは3庁舎とも警備会社に委託するように警備方法を変更いたしたいと考えております。

ページ、37ページですが、37ページ、14節の賃借料でございます。敷地料でございますが、この敷地料は湯平温泉の泉源地の借り上げ料、それから湯布院駅前駐輪場の借り上げ料ということでございます。

15節の工事請負費でございますが、2,912万円計上いたしておりますが、この内容につきましては湯平の中鶴2号線、温泉の代替温泉の掘削、それと、湯平テレビ中継所道路の改修工事費を計上いたしております。

それから、18節の備品購入につきましては、備品購入の機械器具費につきましては公用車、軽四2台を購入をする計画でございます。

以上でございます。

総合政策課長（二宮 正男君） 6目の企画費を説明いたします。

この目につきましては、コミュニティバス運行事業業務に絡む経費、それから由布コミュニティ底力の再生事業等に要する経費、それからNPO等の共同によるまちづくりの交流事業等に絡む経費等々のものでございます。

9目の旅費でございますが、総合計画の中にもあります国際交流の推進ということが上がっております。そのための基盤づくりをするための旅費をここで組ましてもらっております。

続きまして、7目の電子計算費の分ですが、ここにつきましては電子計算費の保守業務、それから運行業務、そういう開発業務、そういうものに伴う経費等でございます。それからパソコンのリース、それからパソコンの購入、それから光ケーブル等の電柱の移設がえに伴う経費、それから電柱を借りてる経費、そういうものに使わせていただくものでございます。

以上で終わります。

総務課長（秋吉 洋一君） 続きまして、8目の公平委員会費でございますけれども、委員さんの報酬を計上いたしてございます。

庄内振興局長（大久保眞一君） 続きまして、9目の地域振興費でございますが、地域振興費の主なものだけ御説明を申し上げます。

15節の工事請負費でございますが、3,790万円のうちに790万円が市道柿原中学校線の側溝のふたかけ工事を計画をいたしております。

それから、19節の負補交であります。庄内定住促進事業補助金69件分の1,905万円を計上いたしております。これで定住事業については最終年度ということになります。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院振興局長です。

同じく地域振興費ですけれども、この中に下湯平共同温泉の湯量が低下いたしまして休館をしておりましたが再館に向けての経費がございます。

まず、11節の需用費の修繕料ですけれども、天井や内壁等が崩壊しておりますのでこれを修理したいということで150万円、それから12の役務費の審査手数料26万円、温泉代替掘削の審査の手数料、県への納付金でございます。それから、13節の委託料100万円、これは代替掘削をするための設計委託でございます。15の工事請負費ですけれども、3,790万円のうち、今、庄内の振興局長が申しました以外の3,000万円、これが代替掘削の費用でございます。それと18の備品購入費ですけれども、庁用器具費334万6,000円、これにつきましては湯布院庁舎のコミセンのテーブルといすの経費でございます。

以上です。

総務課長（秋吉 洋一君） 続きまして、10目の諸費について御説明申し上げます。

この諸費の中には主に自治委員さんに対する経費、それから男女共同参画の推進にかかわる経費、こういうものが主なものとなっております。

この中で11節の印刷製本費でございますけれども、これにつきましては男女共同参画プランの製本をやりたいということで印刷費を計上いたしております。

それから、19節でございますけれども、この中で昨年と変わったものは一番上の県自治委員会連合会負担金が新規でございます。

それから、2番目の自衛隊協力会負担金と一番最後の新入隊員激励会負担金につきましては、平成19年度は一般管理費の方で予算を計上してございました。今回一般管理費よりも諸費の方が適当であろうということでこちらの方に予算計上をさせていただいた経緯がございます。

諸費は以上でございます。

議長（三重野精二君） ここで休憩をします。10分間休憩をします。5時10分です、再開は。

午後5時00分休憩

午後5時10分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

総務部長（小野 明生君） 11目の交通安全対策費でございますが、ここは交通安全並びに防犯関係の活動経費でございます。主なものにつきましては次のページ、40ページ、9節の旅費、特別旅費の中に少年補導員、それから交通指導員の研修視察費が入っております。それから15節の工事請負費につきましては交通安全施設設置工事といたしまして3振興局に90万円ずつの工事費を設定しております。それから18節の備品購入費につきましては、少年補導員の制服代45名分掛け1万5,400円でございます。

以上でございます。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 続きまして、12目の防衛施設周辺整備総務費でございますが、これは防衛施設演習場周辺の調整の事務費でございます。ただ一つ特別旅費といたしまして昨年より増額しております。これにつきましては日出生台演習場の県の期成会の事務局が由布市に入っております。それに伴います上京、それから福岡防衛施設局に対する陳情の経費でございます。

以上です。

総務部長（小野 明生君） 13節の人権同和対策費でございますが、これは主に経常経費でございます。県から100%補助を受けまして市民の集い事業及び川上集会所における各種人権学習教室事業並びに社会を明るくする運動などの啓発事業を主に由布市人権教育啓発施策を推進するものとして予算計上させていただいております。

以上でございます。

税務課長（野中 正則君） 2項の徴税费でございます。42ページです。1目の税務総務費でございますが、税務総務費の一般経常経費です。給料につきましては税務課職員13名、地域振興課が1名、収納課8名、計22名の給料でございます。ちょっと変わったところで9節の旅費がありますが、大分県都市税務協議会が来年度本庁で行われるということで旅費を組んでいただきました。それから温泉協議会の入湯税の温泉協議会については今まで総務課で組んでいたのを税務課で組まさせていただきました。

2目の賦課費につきましては経常経費です。

3目の徴収費につきましては、収納課の経常経費でございますが、13節の委託料につきましては不動産鑑定、財産差し押さえの場合の鑑定をするということで31万5,000円計上いたしております。

以上でございます。

総務部長（小野 明生君） 2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の1節住民基本台帳費でございますが、主に経常経費でございます。特に委託料の住基ネットワークシステム、それから広域行

政窓口サービス事業等が主なものでございます。そのほか経常経費でございます。人件費につきましては一般職員10名分でございます。

以上でございます。

総務課長（秋吉 洋一君） 続きまして、4項選挙費でございます。1目の選挙管理委員会費でございますが、給料につきましては職員1名分を計上させていただいております。そのほかにつきましては昨年とほぼ同額の経常経費を計上いたしております。

次に、2目の選挙啓発事業費でございます。これにつきましては昨年と比較しますと5万4,000円の減額ということで、旅費分が減額になっております。

以上でございます。

総合政策課長（二宮 正男君） 5項の統計調査費の説明をします。ここの調整と調査費につきましては、県の方からいろんな調査の委託を受けております。それに伴う経費でございます。

説明を終わります。

監査委員事務局長（議会議務局長兼務）（二ノ宮健治君） 46ページの監査委員費です。監査委員2名分の報酬・旅費等でございます。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 3款民生費です。46ページです。ここにつきましては、まず、社会福祉総務費で職員については20名分です。それから9節の旅費が上がっておりますけれども、これは3年に一度の民生委員さんの研修旅費でございます。それから13節委託料の地域総合支援センターは挟間と湯布院の社会福祉協議会に設置をしております。また、19節負補交で計上しております民生委員さんの数は92名ということになっております。その下にあります戦没者追悼式の関係ですけれども、由布市で確認できる戦没者、今のところ1,239名となっております。

それから、2目の高齢者福祉費8節の報償費につきましては、喜寿500名、米寿160名、100歳15名に対する長寿敬老祝い品です。それから13節の委託料につきましては、緊急通報装置としまして5つの施設、老人ホーム等をお願いしております。

それから、介護予防地域支え合い事業につきましては、これは高齢者の生きがい対策としての配食サービスあるいはデイサービス等でございます。19節の負補交のうち、まず一番最初の190万円、高齢者見守り支援補助事業でございますけれども、これは新規事業でございます。また、次ページになりますけれども、特別養護老人ホームの建設補助につきましては、挟間の若葉苑に対する借入金償還補助で、平成29年度までということになっております。

次に、48ページの3目障がい福祉費でございます。まず、8節の報償費につきましては障がい者福祉券の対象者を予算計上の時点では2,783名ということで計算をしております。

13節委託料につきましては、この事業計画につきましては第2期の障がい者福祉計画の策定に伴うものということになっております。それから地域活動支援センターの事業につきましては庄内のさくら会に、それから相談支援事業につきましては庄内の社協に委託するものです。また、15節に工事請負費としまして103万8,000円計上しておりますけれども、これにつきましては人工肛門、人工膀胱などストマの方の利便性を図るために公共施設のトイレに設置するものでございます。

それから、19節の負補交のうち介護給付費等負担金、ここにありますようにそれを含めて上からの3つでございますけれども、これまでにつきましては、これまでといたしますか平成19年度までにつきましては20節の扶助費で計上しておりましたけれども、障害者自立支援法に基づきましてホームヘルプ事業や施設の入所に関する支払い事務を国民健康保険団体連合会に委託するために19節に組み替えたものでございます。

それから、予算的には5万円なんですけれども、手をつなぐ親の会、これは知的障がい者の親の会で現在16名おまして、主に湯布院を中心に活動しておりますけれども、これを庄内・挟間地域までその活動の範囲を広げていきたい、加入者を募っていきたいというふうに考えております。

それから、20節の扶助費のうち補装具は車いす、補聴器等、それから重度医療につきましては県の2分の1の補助事業、日常生活用具は特殊ベット等ということになっておまして、特別障がい者手当につきましては月額1万4,380円の30名分、特別手当につきましては月額2万6,440円の55名分ということになっております。

それから、次の4目の国民健康保険事務費、これは職員7名、それから、5目の老人保健事務費職員4名、6目の介護保険事務費職員15名を中心に予算計上しておりますけれども、それぞれの特別会計においても説明をさせていただきたいと思っております。

7目の国民年金事務費につきましては、3名の職員の給与等、経常的な経費を計上させていただいております。

それから、51ページ、2項の児童福祉費1目の児童福祉費総務費でございます。これにつきまして7の賃金につきましては、母子関係が今非常に問題となっておりますけれども、家庭児童相談員、それから母子自立支援員をこの賃金で設置をしたいというふうに考えております。8節の報償費につきましては次世代育成支援対策協議会、それから要保護児童対策協議会、これらの協議会を開催するためのものでございます。

それから、20節扶助費の児童手当対象者は第1子、第2子で2,599名、それから3子以降が498名ということで一応計上させていただいております。また、児童扶養手当の対象者は245名を予定しております。

それから、次に2目の児童措置費につきましては、13節の委託料で地域子育て支援センター事業は3つの保育園、それから放課後児童健全育成事業につきましては10の児童クラブ、それから児童館は2カ所というふうになっております。

それから、15節の工事請負費につきましては、歳入のところでも説明ありましたが、谷の児童クラブの関係ということになっております。

それから、19節負補交の保育料収納対策事業は、これは新規の取り組みでありまして、未納者のことが最近特に言われておりますけれども、その収納対策を保育園に協力依頼するものでございます。

それから、障がい児保育につきましては5名、それから母親クラブにつきましては12クラブを想定しております。地域活動事業につきましても6園、それから親子サークルにつきましては3園を予定しております。

20節の扶助費保育料運営費につきましては、市内が6保育園、市外が13保育園ということになっております。

それから、次の3目母子福祉につきましては、19節で母子寮措置費1世帯、それから親子3名を見込んだ計上ということになっております。

20節の扶助費のひとり親家庭の医療費助成、これは予算を立てる上の計算上ですが、延べ2,434人、父子につきましては19名、寡婦医療につきましては延べ224人を見込んだ上で計上をさせていただいております。

それから、4目の保育園費につきましては、挟間保育所、これは職員が8名です。庄内保育所、職員6名で、人件費を含めまして例年どおりの予算を計上させていただいております。それから、臨時代替職員につきましては両園合わせて21名ということになっております。

それから、54ページをお願いしたいと思います。3項生活保護費の1目生活保護総務費です。これにつきましては職員4名の人件費と7の賃金で1名のレセプト点検員の賃金を計上しております。

それから、2目の扶助費につきましては、現在の生活保護世帯数が193、人員にしまして222名ということでそれらの経費を計上させていただいております。

それから、4項の老人福祉施設費1目老人ホーム事務費につきましては、寿楽苑の職員6名の人件費と19名の臨時職員の賃金など例年どおりの予算を計上しておりますけれども、この中の11節の修繕費につきましてはテレビのデジタル放送対応をするための修繕費、それから温泉タンクと配管修繕費、施設修繕費を計上させていただいております。18節の備品購入費につきましては、A棟1階娯楽室、それから2階の談話室にデジタル対応の供用テレビを設置する予定で計上させていただいております。

それから、2目の老人ホーム生活費につきましては、入所者の賄い材料等々でございまして、例年どおりの計上をさせていただいております。今のところが57ページです。

次に、58ページをお願いしたいと思います。3目の葬祭費につきましても例年どおりの計上で、これにつきましては身寄りのない方が死亡したときの経費でございます。

それから、次に5項知的障がい者福祉施設費1目小松寮事務費につきましては、小松寮の職員16名の人件費、それから34名の臨時職員の賃金など例年どおりの予算を計上させていただいております。その中で15節の工事請負費につきましては、配水施設の改修工事、それから18節の備品購入費の主なものは業務用洗濯機、20キロということで100万円以上するような洗濯機でございます。それから福祉台帳システム用のパソコン3台80万円ということになっております。

それから、60ページをお願いしたいと思います。小松寮生活費につきましては、入所者の賄い材料代等、例年どおりの計上ということになっております。

3目の小松寮生活改善費につきましては、昨年ナシ栽培、それから畜産をやめたこと等によりまして賃金や消耗品等が大幅に減って減額した計上ということになっております。

続きまして、61ページの衛生費に移らせていただきます。1項1目の保健衛生総務費です。個々につきましては健康増進課の職員13名分、それから温泉館職員2名の人件費と臨時雇用の保健師3名、看護師2名の賃金を計上させていただいております。8節の報償費につきましては特定検診事業における管理栄養士の謝金、それから早寝早起き朝ごはん推進事業のアンケート集計、健康推進事業の母子推進の謝金等でございます。13節の委託料の検診料減額4,332万6,000円につきましては、検診方法が特定検診に移行することに伴うものでございます。

それから、次の62ページをお願いしたいと思います。2目母子保健費につきましては、8節報償費において乳児検診等の母子保健事業、それから母子保健教育事業等における保健師、看護師、食推協への謝金でございます。13節の委託料、この検診につきましては妊婦検診の後期、これは12月の議会で説明したと思っておりますけれども、後期が3回増加したことによりまして約600万円、それから20節扶助費で乳幼児医療費が受診が伸びたということで約300万円の増加をしております。

それから、3目の精神保健福祉費につきましては、例年どおりの計上ということになっております。

それから、4目の予防費でございますけれども、この予防費の中で13節委託料におきましては高齢者のインフルエンザの接種者の増加によりまして141万円の増、それから予防接種で中学1年生と高校3年生の麻しん、それから風しんの予防接種が新たに加わりまして、そのことによりまして1,065万円が増加しております。

以上でございます。

環境課長（平野 直人君） 続きまして、5目の環境衛生総務費でございます。給料等につきましては職員8名分でございます。それから賃金でございますが、火葬場の嘱託職員4名分でございます。それから需用費につきましては光熱水費、修繕費等は公園、トイレ、火葬場の分でございます。

次のページ64ページですが、委託料等はすべて火葬場2施設の保守点検等でございます。それから負補交の19でございますが小型合併槽があります。5人槽を110基、7人槽を20基、10人槽を10基予定しております。それから施設整備補助金で454万3,000円でございますが、これは湯布院地域の小平地区の水道、もう一つが庄内の平石地区の水道の施設を改修するものでございます。で、補助金は6割予定をしております。

次に、環境対策費でございますが、これは昨年とほぼ変わらないわけなんですけれども、104万4,000円増額となっている部分でございますが、これは修繕費が湯布院地域の下水管の修理をしなければいけない箇所ができております、そのために増額したものでございまして、ほかは昨年とほぼ同じでございます。それから、環境対策費の中の負補交でございますが、地球温暖化対策協議会の38名で環境対策協議会を構成しております。そこに35万円補助をするものでございます。

次に、衛生費1目の清掃総務費でございます。ここで381万6,000円の減額になっておりますが、これは環境衛生組合の負担金が昨年の実績に基づいて行ってございまして、約410万円減によるもので、主なものでございます。

次に、じんかい処理費でございますが、これは湯布院地域の第二ゆふ浄苑と塚原一時保管所に関する予算でございます。432万円減額になっている主なものといたしましては、資源ごみの減量と修繕費の減ということでございまして減額になっております。ほかは昨年と同じでございます。

次の66ページをお開きください。資源ごみの13の委託料でございますが、昨年に比べて200万円減にしております。300万円ですが、これは古紙等を委託に出して回収をするということになりましたものですから、資源ごみの量が減るということで減額をしております。

それから、次の3目のし尿処理管理費、処理費でございますが、これが第一ゆふ浄苑に関する予算でございます。ここで107万円減額になっておりますが修繕費が減額になっております。昨年は高圧電圧から低圧に変えた工事費が多くかかったということでございまして、すべて第一ゆふ浄苑に関する予算の中身でございます。

以上でございます。

水道課長（目野 直文君） 上水道費です。一般会計から水道会計の方にいただくものでござい

ますが、簡易水道特別会計と上水道特別会計へ1億3,039万8,000円いただくものでございます。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 5款労働費1目の労働諸費でございますけれども、これにつきましては由布市のシルバー人材センターが平成19年11月21日付で県知事より公益団体であります社団法人の認可を受けました。12月16日に法務局への登記が終わりました。これによりましてこれから公益事業に取り組むこととなりますけれども、国からの法人に対する補助金500万円がありますけれども、それと同額を市が措置するということが条件になっておりますので500万円を予算化しております。これによりまして昨年よりもここにありますように90万4,000円の減額ということになっております。

以上です。

産業建設部長（篠田 安則君） 次に、67ページ、6款農林水産業費1項農業費の1目農業委員会費でございますが、1節報酬ですが、農業委員会の会長を含めまして農業委員38名分の報酬でございます。

次に、給料でございますが職員5名分の人件費を計上いたしております。

それから、68ページですが、旅費、特別旅費でございます。農業委員の任期中に1回視察研修ということで特別旅費を計上いたしております。

次に、2目農業総務費でございます。これにつきましては職員24名分の人件費を計上いたしております。ほか経常経費でございます。

次に、3目の農業振興費でございますが、1節の報酬は農政対策審議会委員8名の5回分を計上いたしております。それから、7節の賃金につきましては、中山間地域直接支払い対策及び数量調整円滑化推進事業に伴う事務補助ということで臨時職員の賃金を計上いたしております。

11節需用費につきましては、印刷製本費でございますが、農業振興地域の整備促進事業に係る計画書の作成費用及び数量調整円滑化推進事業に伴う出納共済細目書の印刷等の経費でございます。修繕費につきましては、陣屋の村の空調設備ほかその他施設の修繕費を計上いたしております。19節の負補交でございますが、競争力強化農業生産総合対策事業補助金でございますが、認定農業者等にコンバイン、トラクター、田植え機等の購入経費を補助するもので対象者は3名を予定しております。

次は、70ページでございますが、数量調整円滑化推進事業補助金でございます。これにつきましては生産調整に係る水田確認等の事務及び作付け指導に係る経費の補助でございます。それから、担い手農地集積高度化促進事業補助金、これにつきましては効率的かつ安定的な農業経営のために認定農業者、集落営農組織の担い手に農地を集積した場合に面積に応じて促進費を補助するというもので、これも3地域、庄内地域の柚の木、それから庄内地域の長宝、それから挾間

地域の南田代を対象といたしております。

次に、中山間地域直接支払い交付金でございますが、これは集落数では挾間地域で9地区、庄内地区で31地区、湯布院地区で4地区、合計44地区が取り組まれております。また、認定農業者の個人農家につきましては18農家がこの事業に取り組まれております。

次に、ブランドをはぐくむ園芸産地整備事業補助金でございますが、イチゴハウスの整備をしながら規模を拡大するとか、それから低コスト対策としてのナシの補強棚の整備、遊休ハウスを活用してのトマトハウス等の整備等に対して事業補助をする経費を計上いたしております。

次に、71ページでございます。農地利用集積促進対策事業補助金につきましては、これは県単事業でございます、庄内町の柚の木地区を対象といたしております。

次に、集落営農組織育成対策事業補助金、これにつきましては挾間町の谷中村集落営農組合、それから長宝集落営農組合、それから横舞集落営農組合を対象といたしております。

次に、営農指導専門員雇用支援補助金につきましては、これは今年度はJAさわやかが営農指導員を雇用するのに対しまして補助をするものでございます。

それから、ゆふブランド農業推進事業費補助金、これにつきましては昨年の9月に新規事業として取り組んでおる事業でございます、引き続いて今年度20年度もこの事業を実施していくということで計上いたしております。

次に、4目畜産費でございます。7節の賃金につきましては、これは挾間、庄内、湯布院の11の防疫賃金で計上いたしております。8節の報償費でございますが、これは畜産品評会の出品祝い金等を計上いたしております。

19節の負補交でございます。草地林地一体化利用総合整備事業負担金でございますが、これは農業農村振興公社が事業主体で実施する草地改良や機械導入に伴う負担金でございます。

低コスト肉用牛地域活性化事業補助金、これにつきましては肉用牛の増頭による畜舎及び堆肥舎等の整備に対して補助するものでございまして、6戸の農家を対象といたしております。

次に、市場再編に伴う助成金は家畜市場の統廃合に伴いまして、湯布院地域は玖珠市場、それから挾間・庄内地域は豊肥市場となったために搬送の補助として1頭当たり500円を補助する計画でございます。

次に、久住飯田南部区域広域農業開発事業補助金でございますが、これは湯布院町の雨乞、並柳、五万木、扇山、荒木、乙丸牧場の事業をやってきた償還に伴う補助でございます。

次は、72ページをお願いいたします。28節の繰り出し金でございますが、由布市優良基礎牛貸付基金でございます。湯布院町の畜産農家からの償還金を基金に繰り入れるものでございます。

次に、5目の農地費でございます。13節の委託料につきましては、元気な地域づくり事業の

影戸地区の用排水路整備工事の設計業務でございます。15節工事請負費につきましては、挾間町の都市計画用途区域内の用排水路整備工事、それから元気な地域づくり事業の柿原地区、それから祐照庵地区、影戸地区の用排水路の整備費でございます。

19節の負補交ですが、19年度から始まりました農地・水・環境保全向上対策負担金は、農地・水などの資源の保全とその向上を図るため地域住民と関係団体等が幅広く共同活動を行うそうした活動組織に補助するもので、由布市内では14団体が対象として予算計上をいたしております。

それから、県営農免、農免農道整備事業、これにつきましては庄内地域の長宝2期分の負担金でございます。

それから、県営用排水施設整備事業は、庄内町の野畑西部地区、川平井路でございます。

次に、県営かんがい排水事業補助金でございますが、これは挾間地域の提子土地改良区が管理する筒口進入路の改修工事の負担金に対する補助でございます。

次に、林業費、2項林業費1目林業振興費でございます。13節の委託料につきましては、施設管理、施設等維持管理費でございます。これは湯平の由布ゆのひら森林公園の維持管理業務の委託料でございます。それから有害鳥獣の駆除につきましては、挾間・庄内・湯布院3地域の猟友会に交付する委託料でございます。

19節の負補交でございます。シイタケ原木供給システム構築事業補助金でございますが、これはシイタケの原木搬出の効率化を図るために共同利用ができる機械購入ということで庄内町の阿蘇野林研グループを対象としております。

それから、シイタケ種こま助成事業補助金でございますが、これはシイタケ生産者協議会の会員でございまして2万個以上のシイタケのこまを打つシイタケ農家に対しまして2万個を超した分ですね、2万個以上になった部分を1こま0.5円を補助するということでございます。それから、イノシシの被害防止対策事業補助金につきましては、電気さく30セットを計上しております。

次に、2目の林道事業費でございますが、これにつきましては工事請負費で中部林道の舗装工事分と崩土等の取り除きの維持工事分を計上いたしております。

それから、6款3項の水産業費、1水産業振興費でございますが、これにつきましては例年どおり挾間・庄内・湯布院の漁協に補助金。それから挾間町の同尻で行われます川開きの補助金として計上いたしております。

以上です。

環境商工観光部長（佐藤 純史君） 次に、7款商工費に入ります。7款の1目の商工総務費でございますけれども、これにつきましては10名分の職員の人件費でございます。

2目の商工振興費でございますが、1,616万1,000円、大半が負補交でございます。内訳を申しますと商工会の補助金が1,164万1,000円と、大半はそれであります。

それから、中小企業者利子補給補助金、300万円上がっておりますけれども、これは37件分の利子補給分でございます。それから、大分勤労者サービスセンター負担金とあります、97万3,000円でございますけれども、これは大分市と由布市がやっております中小企業者の従業員の福利厚生に対する由布市分の負担でございます。

それから、3目めの観光費でございますが、特に特別旅費71万1,000円とあります。この中に佐伯市、それから三湯物語の武雄、小国、由布市の交流事業、これの36万5,000円が含まれております。

次のページをごらんください。負補交ですけれども、案内板設置事業補助金、これは塚原地区でございます。これは3年計画でやりたいということでやっております。2分の1補助ということでやっております。これにつきましては県が主導で立ち上げたようなことですが、県の補助金が決まっておりません。したがって、由布市の方で2分の1にしておいて、後決まった段階で調整してほしいというようなことがありましたので2分の1を交付するようにしております。

それから、観光協会補助金、これにつきましては5観光協会、由布市観光協議会というのがありましたけどなくなりまして由布市観光協会ということでなっております。で、5観光協会ということで1,014万円を計上しております。

それから、中ほどに祭り事業補助金ということで9つの祭りの補助金の経費を1,240万円を上げております。

以上でございます。

. .

議長（三重野精二君） お諮りをいたします。本日の会議はこれとどめ延会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、次回の本会議は明日27日午後2時30分から引き続き議案の詳細説明を行います。本日は、これにて延会します。御苦労さまでありました。

午後5時50分延会